

第9回動物園条例検討部会

会 議 録

日 時：2020年9月22日（火）午前10時開会
場 所：札幌市円山動物園動物科学館ホール

1. 開 会

○事務局（佐々木経営管理課長） 皆様、おはようございます。

経営管理課長の佐々木です。これから第9回動物園条例検討部会を開催するに当たり、事務局から2点ご案内させていただきます。

1点目は、報道機関についてです。本日、会場に報道機関の方が取材で来られておりますので、その旨、お伝えさせていただきます。

2点目は、議事進行についてです。

3月以来の対面での会議となっております。1時間程度で換気を入れるため、休憩を入れさせていただきます。

それでは、金子議長、ここからの議事進行をよろしくお願いいたします。

2. 議 事

○金子議長 おはようございます。

テレビ会議でやっていたら、今日で9回目ということで、随分やったのだと思います。久しぶりに対面での会議となります。でも、距離が大分離れているので、難しいところもあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

今日の会議は、議事次第にありますとおり、報告書を確認いただくということですが、この報告書の中身がいろいろとあります。中を見てもらうとわかるのですが、皆さんからいただいたご意見は赤字で書いているところにして、ここを中心にご議論をいただくこととなります。理想というか、目標としては、今日で形づけし、市民動物園会議に報告したいと思います。

しかし、いつものことですが、一応、12時としていますが、2時間で終えるのは厳しいと思っております。皆さんの中にご予定のある方はいらっしゃいますか。もしよろしければ、マックスは1時までとしてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子議長 それでは、よろしくお願いいたします。

もしそれでも終わらないようであれば、また別な手を考えたいと思います。いずれにしても、今日いただいたご意見の全てに対し、今日中にお答えすることは難しいこともあると思いますので、そうしたものはメールでのやり取りにさせていただきたいと思います。

それでは、議事に入ります。

まず、議題1の検討結果報告書（案）の条例の必要性、意義、考え方についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） 条例の必要性、意義、考え方についてです。

検討報告書についています提言書案になりますが、目次の次から6ページまでが条例の必要性、意義、考え方、構成の図になります。

特に、この間、修正が入ったところ、ご議論をいただきたいところについてご説明いた

します。

まず、①の動物園等の社会的役割についてです。

1段落目と2段落目に赤色のところがありますけれども、ここには生物多様性条約や生物多様性の国家保全戦略などに書かれていることから動物園における生息域外保全、域外保全とは生息域内保全の補完として位置づけられている、行われるべきという要素を盛り込みました。

それから、2段落目では、動物園としては、そういう生物多様性保全の重要性、必要な保全措置について市民に理解していただくため、教育や展示などを通し、メッセージとしての役割を果たしていくべきだということを追加させていただきました。

これが動物園の役割の修正ポイントになります。

その下の②以降にも細々とした修正ポイントがありますけれども、大きな修正はございませんので、割愛させていただきます。

最後の5ページの考え方の⑧ですが、構成が第5章までとなりましたので、その部分の修正をさせていただいております。

なお、佐藤委員からは、4ページの⑤にあります登録制のことが書かれているところの下から2行目の「市は登録園館に対し助言、情報共有、能力構築及び事業補助などの支援を行うことができるものとする」という文章の中で「能力構築」という言葉が聴き慣れない、あまり使われていないのではないかというご意見をいただきました。

あわせて、遠井委員から置き換えの表現案もいただいておりますが、支援内容の助言、情報共有のほか、能力構築というのは、技術や知識も含め、いろいろと支援することで能力が強化されていく、能力が開発されていくということを表現したいところだと思いますので、一般的ではないのかもしれませんが、一旦は能力構築という言葉でよいのではないかと考えており、このままとさせていただいております。今日、皆さんからご意見があれば、それも踏まえ、修正したいと思っております。

1ページから5ページの中身は以上となります。

○金子議長 ありがとうございます。

それでは、今、森山係長からお話しいただきましたことも含め、ご検討いただきたいと思います。

どなたからでも構いませんが、いかがでしょうか。

○遠井委員 動物園等の社会的役割について、生息域内保全と生息域外保全との関係について書かれたところで、条文では「主として」と入っているので、それを入れてくださいというお願いをしたのですが、その趣旨について補足させていただきます。

確かに、生物多様性条約では、「補完するため」と書かれているのですが、「主として」という文言が付され、教科書やコメンタールでは生息域外保全が域内保全よりも劣るとされているわけではなく、ケース・バイ・ケースで判断する必要性があり、そのバランスが重要で、タイミングを検討することが必要だという説明があり、どちらかが優位の関係に

あるという位置づけではないと理解されています。

また、動物園ではないのですが、植物の種を農村で自家採種して保存していくのは、社会の状況が変わっていく可能性があって、その保存は不安定になるが、ジーンバンクなどではコントロール可能な状態で安定的に維持することができるので、そういう意味では、生息域外保全の方が優れている場合もあるという意見もあるのです。

ですから、「主として」という言葉を入れないと、生息域内保全が究極目的であって、域内保全は手段なのか、という誤解を招くのではないかなと考えたのです。そこで、条文中に書いてあるとおり、「主として」と入れていただいたほうがいいのではないかと思います。

もう一つ、動物園の役割として、生息域内保全に貢献するとを重視すると、あたかも、トキやコウノトリのように、再導入を目指すための施設なのかというイメージを与えかねないと考えました。実際には、そういう繁殖施設とは違い、展示を通して、特に、日本の外の野生動物の実物を目にしながら、その生息環境がどうなっているのか、また、グローバル化の下で開発が進む中、野生生物たちはどう生きているのかという点を伝えることが動物園の重要な役割だと思うのです。

そういうことを考えますと、域内保全に寄与する在り方というのは、再導入だけではなく、そうした情報を伝え、広く人々の保全への意識を高めていくことにあると思いますので、補足したほうがいいのではないかと考えています。

○金子議長 今の遠井委員のご意見ですが、「主として」と入れたのは、対等というか、下にあるものではないということでした。

○遠井委員 生物多様性条約の条文のうち、第9条には、できるだけ生息域内に近いところで域外保全をすること、あるいは、最終的には再導入をすることが書かれています。その流れもあって補完という意味合いが出てくるのです。

でも、ご承知のとおり、こうした条約は、途上国と先進国との綱渡りの中で合意内容が出てくるものでして、野生生物の生息地である途上国の利益をどうやって確保するのかということもかなり意識して書かれている条文です。それも踏まえ、伝えるべきですし、条文の読み方も考える必要があるのかなと思います。

○金子議長 ほかにございませんか。

○小菅委員 今の遠井委員のご意見をお聞きしましたが、そのとおりだとは思いますが。

確かに、域外保全は域内保全のためにあると言ってしまうと、域内保全が全てで、域外保全はとってしまうかもしれませんよね。でも、現実には、個体を生息地へ供給するとき、絶対に域外保全個体群に影響を与えてはいけないという条文が入っていますよね。それだけ域外保全は意味があることなのです。

つまり、その個体群が影響を与えてしまうような域内保全への関わりはだめだと明確に書いてあると思いますので、域外保全、域内保全は両方とも非常に重要なのだということは理解しなければならないと思うのです。

もう一つ、動物園がやる域内保全というのは、直接、動物園が域内保全へ関わっていけるのは地域の動物相だけだと思うのです。例えば、円山動物園で取り組んでいるようなホッキョクグマの域内保全に関わるために協定を結んでいることにしても、例えば、円山動物園で繁殖した個体を提供するなど、最大でもそこまで、あとはその地域での保全活動をいかに支援していくか、そのことをいかに日本で広めていくか、さらには、多くのお客さんに対してその現状と取組を紹介し、そこへ気持ちと幾ばくかの支援をしていく、そんな社会をつくっていくということだと僕は思っているのです。

そうしたことについても、今、遠井委員が言ったように、市民の人が読んだときに分かってくれるような表現が重要なのかもしれませんね。

○金子議長 それでは、遠井委員のご意見については皆様もおおむね賛同されているということで、文章については事務局と遠井委員に調整していただくことでよろしいでしょうか。

○遠井委員 はい。

○金子議長 次に、「能力構築」という文言についてですが、いかがでしょうか。

○佐藤委員 初めに読んだときに違和感があったのです。ただ、この文章の流れでここだけをかみ砕いてしまっても文面としてバランスが悪くなるのかなと思いましたので、このままの案で結構です。

○諸坂委員 「能力構築」という言葉を調べますと、キャパシティー・ビルディングと言うようです。森山係長の説明を聞き、何か違う言葉がないかなと思って調べていたのですが、「技術指導」という言葉がありまして、これはこれから農業を始めようとする農家の方に農業委員会が技術指導するという表現で使っていました。

ですから、「技術指導」や「技能指導」という言葉でもいいのかなと思いましたけれども、「能力構築」でもいいかなと思っています。

ただ、これは一般の市民の皆さんに見ていただくもので、我々専門家が読む論文とは違いますから、佐藤委員のご意見を尊重し、分かりやすい表現にしてもいいのかなと思います。

○金子議長 今、「技術指導」という案が出ましたけれども、どうでしょうか。

○遠井委員 「能力構築」は、今おっしゃられたように、キャパシティー・ビルディングなのですね。メールでも皆さんにお送りしましたけれども、主に途上国支援の文脈で出てくることで、開発援助の分野でかなり定着している用語なのです。

このキャパシティー・ビルディングの訳し方は、能力構築以外に、事務局がおっしゃったとおり、能力開発という言い方もあります。

技術指導でもいいのですが、それでも、単なる飼育方法などのテクニカルな訓練だけではなく、どういう制度構築をしていくかなどの広い意味合いもあるのではないかなと思うのですね。それは前段の「助言」で分けているということもありますけれども、「能力開発」や「能力構築」にしたほうが幅広い概念になるので、適切ではないかと個人的には思って

います。

○金子議長 佐藤委員、もう一度お願いします。

○佐藤委員 「技術指導」になると、最初の意図に比べて範囲が狭くなるのかなという気がするのですが、今おっしゃった「能力開発」だと、分かりやすく、広がりも捉えられているのかなというふうに思いました。

○金子議長 今、遠井委員からお話があったとおり、JICAでの途上国のプロジェクトでは「能力開発」という言葉が一般的に使われていますよね。

それでは、「能力開発」でいかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子議長 それでは、そのように修正をお願いいたします。

それでは、議題1についてはよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子議長 続きまして、2の条例に盛り込むべき内容についてのうち、第1章の総則について確認をいただきたいと思っております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） 7ページになります。

上には前文がございますが、こちらは全体の確認が終わってからご意見をいただきたいと思っております、議題7で予定しております。

それでは、第1章の総則から確認いたします。

まず、目的規定についてです。

（1）の目的です。

中段で条例に盛り込む内容を太文字ゴシックとしておりますが、「現在及び将来世代のために野生動物を保全し」がもともとの案でしたが、「野生動物の種を保存し」としたらどうかという修正意見をいただいております。

また、一番下ですが、「市、市民、事業者の協働を推進するために講じること」とありました。これは目的を達成するために条例に定める手段になると思っておりますが、それを明記してはどうかということで検討が続けられておりました。「協働の措置を講じること」という文言を目的規定に入れるのはなじまないのではないかという修正意見もいただいておりますので、ご議論をいただき、どうするのがよいかを決定できれば思っております。

続きまして、9ページになります。

④の動物福祉です。

ここは特に内容の修正についてではなく、盛り込む内容の中に「動物福祉（アニマルウェルフェア）とは」というように、括弧書きとしてはということですが、これ以降の「動物福祉」のところは全て括弧書きがついてくるのかです。

ただ、これはテクニカルな部分になるかと思いますが、条文全部に括弧書きをつけるとなると読みにくくなる場所もあります。そこで、いま一度、ここの定義のところ載せ

ることについてご意見がございましたらいただければと思います。

次に、⑤の生物多様性の保全の定義です。

前回の会議において、基本原則のところでは設けていた生物多様性の保全をするときの原則があったのですが、それを基本理念やほかのところに振り分けができるのではないかと検討があり、定義に盛り込むことはできないかということで整理したのになります。

10ページにその内容を書いておりますが、「この条例において生物多様性の保全とは」というところですが、「野生動物の種の保存等が図られるとともに」の後ろです。ここについては意見があったので、2通りの文を書いておりますが、今回は一つ目を読んでいきます。「多様な自然環境が地域の自然的社会的環境に応じて保全されることを旨として行われるものをいう」という案です。

ここの「多様な」は「あるべき」に置き換えたらどうか、また、「保全」という言葉を定義で書くならば、どういうことなのかを分解し、「維持、管理、復元又は改良されることをいう」と表現してはどうかという意見もいただいているところです。

ただ、定義の中身は、定義というよりは原則的な中身になっているのかなというご意見もありますし、「生物多様性」という言葉について、生物多様性の定義というのは、一般的に生き物のつながりがあってということを目指したり、生態系、遺伝子、多様性の三つの多様性があるということが説明されたりするのです。でも、それとは違い、保全を行うときはこういうふうにするのだという中身になっているので、定義に馴染むのだろうかというご意見もいただいております。

ですから、この点については生物多様性の保全という定義がこの内容でいいのか、別な書きぶりはないかというご意見をいただければと思っております。

また、⑦は、前回までの案には入っていなかったかもしれませんが、「生息域外保全」という言葉についてです。こちらは条文では使わないだろうと予定していましたが、先ほど条例の必要性のところでも話がありましておおり、生息域内保全と生息域外保存の関係性の説明を前文で入れたらというご意見があり、それであれば定義の中に域外保全を入れたらどうかということです。

なお、こちらは生物多様性条約を引用しているものです。

また、基本理念です。

11ページの(3)になります。

一番下のところですが、「動物園等の活動は、生物多様性の保全に寄与することを目的に行われるものとし、その活動においては最新の科学的知見に基づき、客観的に評価された良好な動物福祉が確保されることを基本とする」という文章がありますが、「動物園等の活動は」の次に「市民の参加の下」という協働してやっていくのだという要素を理念に入れてはどうかということがありました。

こうした参加の要素があったのですが、ここに入りますと、生物多様性の保全や動物福祉というものに市民の参加が必要と読めてしまうということがあります。しかし、必ずし

も保全と福祉に特化して参加が必要と言いたかったわけではないので、12ページの三つ目の項目ですが、「動物園の行う活動は、市民の積極的な参加又は参画の下で行われるものとする」とし、このように切り分けさせていただいて、三つの基本理念を立てるというような内容に整理させていただいております。

そして、二つ目の理念です。

今読みました上の部分になりますが、「動物園等の活動は、生きものや自然の不思議に気づく感性を養い、」というところです。この後、もともとは二つ目の言葉が入っていたのですが、「動物を慈しむ心や豊かな人間性を育む機会を提供することを基本とする」としておりました。

しかし、「動物を慈しむ心」という文言について、理念に上げる言葉として、動物を慈しむだけでいいのかということがあります。情操教育や自然認識は、もう一つ前に案として書いたように、それらが生態系の重要な構成要素であることを認識する心、そういうものを育む機会と考えて書いていたわけです。それであれば、もともと考えていた生態系の重要な構成要素であるということを知るといふほうを書き出したほうがいいのかと考えておまして、今は両方を併記しておりますが、そちらでよいかを確認したいと思っております。

第1章では、以上が主な検討ポイントとなります。

○金子議長 ありがとうございます。

検討しなくてはいけないところが幾つかありますので、1点ずつご意見をお伺いしたいと思います。

まず、前文については、最後にご議論をお願いするということから、ここでは箇条書きで書いております。このように前文はまだ文章化されておりませんので、項目として何が必要か、気づいたことがあればメモしておいていただき、最後をお願いいたします。

総則については、事前にいただいたご意見が異なっているものもありますので、皆様のご意見をお伺いし、ここで決めたいと思います。

まず、7ページの中段の下のところです。

斜線が入っているところが違うご意見があったところとなります。どちらを取るかについて皆様のご意見をいただきたいと思っております。

第2段落のところにあります「現在及び将来世代のために野生動物を保全し」とするか、「野生動物の種を保存し」と、あえて、「種」という文言を記載したほうがよいか、ここについてはいかがでしょうか。

動物園にいる方からご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○黒鳥委員 「野生動物を保全し」のところですが、今、動物種が変わって来たり変更されたり、「種」と限定してしまうと、この先、将来変わってくるものがあるので、大ざっぱに「野生動物を保全し」でいいのかなと思われました。

○小菅委員 野生動物の保全というと、ものすごい範囲を動物園が行うとなってしまうな

いかと思っているのです。基本的に、動物園では、動物を確保し、種が危うくなってきたときに、そうしたところに対して原資である動物を提供することが大きな役割になるのではないかと思いますので、「種を保存し」のほうがいいのではないかと考えています。

○金子議長 これは、諸坂委員からご意見をいただいたのでしょうか。

○諸坂委員 「野生動物を保全し」より「種を保存し」にすべきではないかと指摘しました。

あくまでも動物園の展示動物を中心にした制度設計ですよ。 「野生動物を保全し」と言うと、まさに小菅委員がおっしゃったように非常に概念が広がっていく可能性があるもので、大上段に構えた書き方ではなく、もっとコンパクトにといいますか、焦点を絞ったほうがいいのかと思って提案したところです。

意見は小菅委員と同じです。

○金子議長 ほかにいかがでしょうか。

○遠井委員 私は素人なので、分からないのですが、「野生動物を保全し」というのは英語だとコンサベーションで通用しているのだと思うのです。ところが、日本の法令用語だと、種の保存法では「種を保存し」と定義し、通用しているのです。ですから、国内法との整合性では「種の保存」になるのかなというイメージです。

ただ、今お2人がおっしゃったことはどちらも理解できるのです。円山動物園の活動は、先ほど言ったように、生息域外の保全ではなく、もっと広がりがあることを強調したいのであればコンサベーションでいいと思いますし、基本は域外保全施設ですというのであれば、「種の保存」でもいいと思います。法令用語との関係を意識するならこちらだし、むしろ国際的なつながりを意識するならコンサベーションだし、どちらを選ぶかということではないかと思います。

○金子議長 難しいですね。

英語にすると、コンサベーションではない別な用語を当てはめることになるのでしょうか。

○遠井委員 CITESだと「保全」と「保存」は対立的な概念として捉えられているのです。「保全」というのは、利用もしながら保存もしていくという意味で、それに対し、保存主義というのは、商業的な利用は一切認めない、ありのままに保存するというイメージがついてくるのです。

ですから、英語では意味合いが変わってくるのですが、日本の国内法上は種の保存という通用しているといいますか、両方を含めているものがありますので、語感がずれているのではないかなという気はしています。

○金子議長 立場といいますか、見方によってどちらでもあり得ると思うのですが、ほかの委員からご意見はいかがでしょう。

○諸坂委員 言葉の語感、イメージについて補足しますね。

「保全」というと、域内保全は行けると思うのです。土地から、土から、水から、空気

から全てを保全し、そこにいる種が「保存」されていくというイメージでいいと思うのですが、域外保全について我々は制度化しようとしているので、「保全」と言うと裾野が広がり過ぎているかなというイメージです。

○黒鳥委員 種の保存法など、いろいろと考え、皆さんのご意見を伺って、最初はもっと広い意味で考えていたのですが、域外保全のことを考えると、「種の保存」でもいいのかと考えました。

○金子議長 この場では、「種の保存」とすることでよいという意見ですが、事務局としてはいかがでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） 皆さんのご意見を尊重した提言書案としたいと思います。

○金子議長 それでは、そのようにいたします。

次に、7ページの取り消しになったところです。「市、市民、事業者の協働を推進するために必要な措置を講じること」という文言を総則の目的から外すということですが、後ろにまた出てきています。

ここをどう考えるかですが、ご意見はいかがでしょうか。

○諸坂委員 ここは削除を指摘したのは私ですけれども、3点あります。

1点目ですが、太文字になっているところを第1条に書き込もうとすると、どうしても文章がごてごてしてしまい、分かりづらくなります。

2点目ですが、市と市民が協働するというのは、この条例で言うまでもなく、今、地方分権政策を我が国はやっています、当たり前なことなのです。ですから、この条例の目的規定にそれを書く必要がないということです。

3点目ですが、市民や事業者の責務も含め、協働を語ろうと思えば別のところで語ればいいという趣旨です。協働をこの条例で目指すのかという点とまた違って、分権時代ですから、当たり前なのです。

○金子議長 遠井委員、お願いします。

○遠井委員 私は入れたほうがいいのかと提案しました。

それは、なぜかという点、もともと、この条例は理念条例としてつくっていましたが、それでも、それでは不十分だということで、任意登録制度を入れましたよね。そうすると、前段の基本理念や責務を明らかにすることで終わらず、それ以外に、協働の推進が目的というより、協働を推進するために必要な措置を講ずることが必要であって、これが任意登録制度を指すという理解だと思っております。それで、そこまで入れないといけないと思ったのです。

これは、単なる絵空事ではなく、実際に措置も決めたのですよということが条例の目的規定に入らないと、条例の趣旨が伝わらないのではないかと思います。

先ほど諸坂委員からは、協働は当たり前だ、だから、別の箇所に入れるとおっしゃいましたが、条例の全体構成を一言で言うのが第1条の目的規定ではないかと思いますので、そこには、理念条例ではなく、プラスアルファがあるということを言う必要があるのでは

ないかと思えます。

必要な措置を講じることというのは、法令の逐条解説の本でこういう言い回しがあるというものを見つけまして、これで行けるのではないかと思ってお提案させていただいた次第です。

○金子議長 ありがとうございます。

今の諸坂委員、遠井委員のご意見に対していかがでしょうか。

○異委員 この一文については、措置を講じるとありますが、一体何をされるのだらうと感じます。向こうから何かをされるのかなという印象を与えられるので、この言い回しはどのようなかなと思っています。入れるのであれば、もう少し柔らかい言い方にしてほしいなと感じました。

○遠井委員 例えば、「必要な制度を定めること」ではどうでしょうか。

○金子議長 「必要な制度を定めること」としてはどうかというご意見が出ましたが、諸坂委員、いかがでしょうか。

○諸坂委員 繰り返しの答弁になってしまうのですけれども、まずもって文章が長くなってくるのですね。「協働を推進するための必要な制度を定める」ですか。要らないと思えますけれどもね。

中身で言っていますし、これがなければ必ずしも理念条例になってしまうというわけではないので、要らないという意見ですね。

○金子議長 皆さん、いかがでしょうか。

今日が最後ですので、どちらかに決めなければいけません。

○伊勢副議長 両方の意見ともすごく分かります。ただ、5行目に同じような意味合いで「必要不可欠と考えます」と入っているの、これで含まれているのかなと思います。

○金子議長 「市、市民、事業者の協働が必要不可欠と考えます」とありますね。

○伊勢副議長 そうです。ですから、もう一行つけ加えることは必要ないのではないかと思います。

○遠井委員 しつこいですが、登録制度をつくるのですよということですよ。協働が大事ですということを確認的に伝えているわけではないのです。

登録制度というのは、まさに民間事業者と円山動物園が協働し、よりよい目的に寄与するようにやっという事で、そのための制度づくりをしたのがこの条例の一つのイノベーションだと思うのですね。

ですから、協働するのですよということを言っているのではなく、協働するための具体的な制度をつくっているということは目的に入れ、条例の性質や位置づけを明確にしたほうがよいのではないかと思います。

つまり、責務、原則だけではないという趣旨です。

○諸坂委員 線を引かれているところがないと登録制が入れないということではないですよ。ですから、登録制が条例できちんと制度設計されていれば、例えば、生物多様

性の二つ目のかぎ括弧のところですが、「生物多様性の保全の重要な役割を果たしていることに鑑み」や「動物園等の基本理念や責務を明らかにし」、さらには、もう一つ前のかぎ括弧のところに「自然と人が共生できる持続可能な社会」とありますよね。こういった表現から協働というイメージはおのずと浮き彫りにされてくるので、目的になければならないということではないと思うのです。言葉は悪いけれども、そこまで目くじらを立てることもない気がします。

○事務局（森山調整担当係長） 伊勢副議長から、提言書の5行目に「市、市民、事業者との協働が必要不可欠と考えます」とあると言っていました。この読み方ですけれども、この提言書は盛り込む内容を考えた理由を文章として書いてあるだけでして、もし削除するというになれば、ここの文章も削除する予定です。ですから、「市、市民、事業者との協働は必要不可欠と考えます」という文章はここから消えることとなります。

○金子議長 最初の説明で言っていなかったところがあるのですが、まず、濃い黒色の字は条例の本体の中に盛り込む予定になるところです。そして、薄い黒色の字は、報告書の文章となります。また、濃い赤色の字は濃い黒色の字のところを変更になっているところ。さらに、薄い赤色の字は報告書に入ってくるものです。

このように位置づけが大分変わってきますのですね。ですから、濃い赤色の字のところが消えてしまうと、それを説明する薄い赤色の字のところも変わってしまいまして、同列ではないということです。

そのため、今、事務局から説明がありましたとおり、下の濃い赤色の字のところが消えてしまうと、上のほうでも文章の修正がかかります。

○事務局（森山調整担当係長） もう一点です。

先ほどの「野生動物を保全し」のところも「種を保存し」に変える場合は、目的の2行目にある「野生動物の保全を実施する」も含め、全体的に「野生動物の種を保存し」という言葉に置き換えることで想定しております。

○金子議長 遠井委員からのご指摘は、制度を定めるということと盛り込むということですか。市民の協働というよりは制度を定めるものだけということを書くということでしたけれども、どこかに制度を定めるということとを目的に盛り込むことではいかがでしょうか。

○諸坂委員 目的規定というのは、この条例が目指すゴールを示す文章なのですね。制度をつくるのがゴールではなく、種を保存するのがゴールなのです。制度というのは、あくまでも種を保存するための手段でしかないのです。

例えば、登録制をやりました。でも、5年、10年とたっても登録園館が増えませんでしたとなりますと、域外保全をしていく動物園の機能、この条例の機能として不十分だったとなり、登録制は廃止して、別の制度をつくるなど、条例を改正していくことになるわけです。

つまり、制度をつくるのが目的かというのと、そうではなく、あくまでも目的規定に書くのは野生動物の種を保存すること、そして、それを子々孫々まで継続させていくことなの

です。それを動かしていくための一つのエネルギーとして市民との協働があるわけです。ですから、市民と協働することが目的でもないですし、制度をつくることが目的でもないのです。

そういった意味では、目的にはこの政策が何を目指しているのかをきちんと書き込んでおけばいいとなるわけで、その政策でのゴールはここですよというものを示した上で、そのゴールに近づくにはどういう制度設計をすればいいのかを第2章から第5章で具体化されていくわけです。そこで書かれる具体的なコンテンツ全てが第1条の目的規定に何らかの形で文章表現されていなければいけないかという、必ずしもそんなことはないのかなということです。

もう一点、森山係長の言われたことについてです。

赤色の線が引かれたところが消されてしまうとなりますと、頭から5行目の「市、市民、事業者との協働が」というところも消えてしまうということでしたが、ここは残していただいたほうがいいかなと思うのです。

要するに、こういうことを目指していくときに協働は重要です、必要不可欠ですということとそれを目的規定に書くことは別次元の話なのです。あくまでも必要不可欠なのだと考えていますということとそれを踏まえて目的規定ではこう書きますという太文字のところで最後の行が消されるのは別に大きな矛盾を来すわけではないと思います。

ですから、残してほしいと思います。伊勢副議長がおっしゃったように、報告書で協働ということをやったっておけばいいので、条例には協働という言葉は特段入れなくてもいいのではないかという考えです。

○金子議長 条例本文には、協働や制度を定めるということは入れず、制度を定めるということについても条例本文には入れず、解説に入れるということですか。

○諸坂委員 それで十分だと思います。

○遠井委員 もともと、ここを何で「必要な措置を講じ」と変えたかを今思い出しました。最初は、市、市民、事業者の協働を推進することが目的だと位置づけられていまして、でも、それは目的を達成するための手段ではないかと考えましたので、そこで、究極目的を達成するための手段として協働を推進する、そのための具体的な取り決めをしている条例ですというつくりにしたほうがいいのではないかということで提案をしたのです。

ですから、登録制度だけではなく、来園者に対して様々な情報提供をすることもあって、それも協働の在り方で、そういうことを具体的にやっていく、そうした動物園の活動自体は様々な人たちとの協働なくしてはできないのですということを中心に重視し、具体的な措置をすることによって究極的には種の保存に寄与するということがあったと思うのです。

協働を外すとどうなるかという、理念条例的な、基本理念や責務を明らかにすることで終わりますよね。落ち着きがいいと思うのですけれども、お互いの関係性の中でつくっていくというダイナミズムが見えづらくなるかなと思うのです。

登録制度に限らず、様々な協力の在り方を考えながらつくっていくのだということを目

的に入れておくと、市民と動物園の関係が、後の理念のところでも出てきますけれども、より格上げされたというか、重要な理念だと言えるようになるのではないかと思います。

○金子議長 議論は大分続いてしまうと思いますが、ほかにいかがでしょうか。

○佐藤委員 条例案の中に責務等を明らかにするという一項がありますよね。これはざっくりと大きく読み過ぎかもしれませんが、含まれているのだと読んでいただくことにして、黒鳥委員のおっしゃった説明の部分を生かすので何とかならないのでしょうか。

○金子議長 ほかにいかがでしょうか。

○諸坂委員 立法的なレベルで言うと意見は変わらないのですけれども、例えば、今の遠井委員のご意見を反映させるとすると、前文の中で書き込むことはできるのではないかと思います。

○遠井委員 皆さんの総意に従います。

○金子議長 方向性としては、全部に市民協働や制度について触れ、目的からは削除し、それから、佐藤委員からご意見がありましたとおり、市民の責務の中でそういうことを位置づけられるなら位置づけるようにします。

また、市民協働については基本理念の中にもありますので、そこの中で書き込んでいくことにしたいと思いますけれども、事務局としてはいかがでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） 諸坂委員から「協働が必要不可欠」という説明の文言は残したほうが良いという話でしたけれども、つくりとしては、これを入れた要素としては、こういう考えがあり、こういうふうにしましたという説明をするところなのです。ですから、前文に「協働」という文言を盛り込むのであれば、前文のところはこの説明を入れることで整理するのがいいのかなと思っています。

あくまで、目的のゴシック太文字を決める背景というか、そこに必要不可欠ですと入れるということもあるのかもしれませんが、ここには反映した理由を入れたいと思っていましたので、それでよいかを確認いたします。

○諸坂委員 今の事務局のご意見で結構です。前文に今のフレーズを入れればよいと思います。

○金子議長 そのほか、よろしいでしょうか。

○遠井委員 細かいですが、先ほど「種の保存」に変えたので、目的の説明文のところでもそう変えていくということでしたよね。でも、生物多様性については「保全」で構いませんので、そこは区別していただければと思います。

○金子議長 それでは、まとめます。

今、ご議論いただいたとおり、前文に入れ、目的からは削除すること、それから、解説文は、極力、太字のところを書いていくこととします。ただ、全くそれだけではなく、今、遠井委員からご指摘があったようなことは盛り込んでいくとしたいと思います。

続きまして、「アニマルウェルフェア」という文言がいっぱい出てくるということについてです。

9 ページの動物福祉のところです。

前回までは、動物福祉はアニマルフェルウェアと併記するのがよいというご意見でしたが、これについてはいかがでしょうか。

○諸坂委員 「動物福祉」という4文字だけを定義規定に置いて、科学的云々のいわゆるアニマルフェルウェアを言うのと分けて書けばいいのかと思います。いわゆる規定にしてしまい、ほかの文章で出てくる動物福祉のところは括弧をなくし、「動物福祉」という文言だけを条文に入れればよいと思います。

○金子議長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子議長 それでは、括弧書きは抜き、いわゆるという形で別立てで書き込むということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子議長 それでは、そのようにいたします。

続きまして、10 ページの「この条例において」の文章ですが、「多様な」、あるいは、「あるべき」というところです。それから、赤色の字で書かれている「保全されることを旨として行われることをいう」、あるいは、「維持、管理、復元又は改良されることをいう」というところです。

遠井委員からお願いします。

○遠井委員 もともと、原則にあったものを定義規定に移動させたものですね。ただ、生物多様性はこうやってやりますというのは活動方針なので、定義規定としてはちょっと浮いているなという気がしてきて、ご意見を申し上げたのです。

例えば、生物多様性とは三つの多様性ですという説明が法令にも条約にもありますので、生物多様性とはこれこれです、生物多様性保全とはこの三つの相互作用を守ることなので、こうなります、と説明的につなげて書いたほうがいいのではないかと思います。

その上で、「多様な」にするか、「あるべき」にするかですが、それは基の条文がどちらなのかによるかと思います。

ですから、私からの提言としては、生物多様性とは、種の多様性、遺伝子の多様性、生態系の多様性の三つのことを言い、生物多様性が保全されるためには、その相互関係の全体を保全しなければいけませんという説明を入れて、その上で生物多様性とはという文につなげるのはいかがでしょうか。

○金子議長 今のご意見では、文言の定義をきちんとした上で次につなげるということですね。つまり、前文の部分をきちんと書くということですね。

○遠井委員 そうですね。生物多様性とは何か、生物多様性保全はどういう考え方でやるかという二つを書くということです。定義にはちょっとそぐわないかもしれませんが、生物多様性、生物多様性保全は何かというところに二つの要素を両方とも書き込んでしまって、この条例の定義規定とするという考え方があるのではないかと思います。

○諸坂委員　また対立軸ができてしまい、申し訳ないのですが、「この条例において」というフレーズが重要なのです。

いわゆる生物多様性の一般的な説明をもしされるなら、それは前文に書けばいいのです。「この条例において」生物多様性の保全とは何か肝要なのです。円山動物園が、あるいは、札幌市が今言った三つを全部やるのかと読まれてしまう危険性は避けなければなりません。そのようなことができるはずがないし、一自治体がする必然もない。あくまでも「動物園」という非常に限られた組織空間でできる生物多様性の保全だけをこの条例では書きたいのです。

今の遠井委員のご意見が間違っているわけではないのですね。でも、もしそこを押さえるならば、前文において、生物多様性の考え方はこうですと書き、そして、この条例ではこうですとピンポイントでフォーカスして書きたいのです。

ここに書かれている定義規定はすごく狭いのです。野生動物の種の保存と言っているだけなのです。でも、この条例でできることはそれしかないので、あまり叙述的に書いてしまうと定義規定としてはちょっと問題かなと思いますので、前文と切り分けて書いたほうがいいかなと思いました。

○遠井委員　専門の方に補足していただければと思うのですが、生物多様性の保全というのは、そもそも、希少種の保護とは別概念として出てきたという経緯があるわけです。そう考えますと、動物園で全ての生物多様性をするわけではなく、まず、こうした三つの多様性を踏まえつつ、その中で種の保存をしているけれども、先ほども言いましたように、動物園は、生息地やそこでの改変がどういう影響を与えているのかを伝える場である、あるいは、動物だけを保存すればいいわけではなく、生息している環境や他の種との関係、あるいは、亜種も含めた遺伝子の多様性などを総合的に伝えるということがあるわけですね。それを考えるのであれば、この条例においては種の保存だけとする言い方は狭過ぎるのではないかと思うのです。

また、法令においても条約においても、全ての多様性は、「この条例において」や「この条約において」という言い方はされていますが、一通り包括的にやっつけて、定着した考え方ですし、生物多様性の保全のアプローチは種の保存だけではないのだということからしますと、その三つに触れておく必要があるのではないかと思います。

○小菅委員　生物多様性の保全という非常に大きな枠組みがある中、動物園がその役割を担う一端としてできるのは原資である野生動物を保存することだと思っているのです。しかし、この動物がこの動物園の中で保存されている意味は生物多様性を維持していく上で非常に重要なことで、多くの人々、多くの機関が関わって生物多様性を保全していく中で、原資としての遺伝的な多様性を維持した動物群を提供していきます、それを最後の手段として我々は考えていますということも多くの人々の共同意識みたいなものとして育んでいけるようにしていけば動物園の役割は完結するのかなと思うのです。

例えば、地域にすむザリガニやコウモリに関しては直接手を出していけるのですね。で

も、生物多様性の保全というのは、地域もそうだけれども、やはり世界が舞台になるわけです。そうなりますと、そこへ円山動物園が関わって保全活動全体に大きな影響を与えるような活動は無理なのではないかなと思っています。

いいかどうかは別ですし、もっとやっていったほうがいいに決まっていますけれども、動物園としてはそこまではできないかなと思います。動物園がそこまでやるのだったら、動物園という形態ではなくなってくると思うのです。それで動物園としてはそこまでだと思っていまして、それをどう表現するかだと思うのです。

ただ種の保存だけをしていればいいというわけではありません。切り離しては絶対にだめで、生息地と関わりを持たない動物を飼育しないぐらいの気持ちでやっていけば、それでいいかなと思います。

○黒鳥委員 遠井委員からはかなり限定されているということでした。

動物園にもいろいろとありますけれども、基本は今言われたことですが、ほかに何ができるかという、教育的なことといいますか、動物を知ってもらうことです。動物園はいろいろな人にアピールする力があるからですね。

そこで、現地とのパイプを強くして、海外でやっているような研究部門ですね。動物園からいろいろな人が出てきて、向こうからのフィードバックもあるからです。

基本は種の保存ということで、それが動物園のできることなのですからけれども、それに付随した現地のサポート、例えば、上野など、いろいろなところで基金をやっていますけれども、もうちょっと広がるところもあるのかなと感じました。

○諸坂委員 補足です。

遠井委員のおっしゃることに別に反論しているわけではなく、委員のおっしゃる生物多様性の概念は間違っていないです。条約にも法令にもそう書かれていることは私も確認していますが、そうであるならばこの条例に書く必要はないということなのです。全く同じステージの議論をするというのであれば、定義規定から生物多様性の保全という言葉を取ってしまってもいいのです。それは、同じことを二度書くことになるからです。

あくまでも、「この条例において生物多様性の保全とは」ということが最も重要なフレーズでして、一般論的な定義と違って、円山動物園として生物多様性の保全にどう向き合っていくかが定義規定として表現されなければいけないのです。

法令や条約と同じことを書きたいというのであれば、前文において、こういう基本的な理念の下、この制度をつくりましたと書くことで十分かなと思います。

○遠井委員 いつもバトルになってしまうのですけれども、具体的に何をやるかという活動内容とどういう理念に従って活動しているかは分ける必要があると思うのです。

先ほど生息域外保全のところ「主として」と入れてくださいと申し上げましたが、具体的な活動領域は限られていて、アフリカゾウの保全まで行くわけではないですよという話なのです。先ほど言いましたように、究極的には、ここで生きていればいい、ここで保存されていればいいということではなく、生物多様性の保全は進化のプロセスを保全し

ていくことだと教科書には入っているわけで、そういうことを念頭に置きながら活動を続けていくわけで、そこでは、先ほど黒鳥委員がおっしゃったとおり、いろいろなアプローチもあり得ると思いますし、海外との協働もいずれは出てくるのでしょうか。そういうことはこの条例の趣旨から出てくることと考えられると思うのです。

今できることはこれだけですと限定してしまうと、立てつけとしては、別につけた、あるいは、オプションでやっていることみたいなこととなってきた、目的から出てきた話ではないのですね、となるのではないかということです。

それから、法令にあるから書かなくてもいいということでしたが、そうとも言えないですよ。例えば、生物多様性という概念について知っていますかとアンケートで聞くと、市民の半分ぐらいは知りませんと言っているわけです。

ですから、立てつけのために定義をするということもありますけれども、条文自体がある種の社会啓発的な意味もあって、そういう意味では、改めてきちんと書いておき、この理念に沿って生物多様性の保全に寄与していくのですと入れておくことは余分だとは思いません。

○事務局（森山調整担当係長） 全体の条文も見ていただきながらご議論をいただきたいと思うのですが、例えば、基本理念にも「生物多様性の保全」という言葉があります。また、責務のところでは、市、市民、事業者それぞれ生物多様性の保全とあり、特に、市民の責務のところでは、2行目に「生物多様性の保全に留意した日常生活を営むよう努めるものとする」とあります。

ここは一般的な生物多様性の保全を指していて、動物園が行う生物多様性の保全の取組に特化して表現はしておりません。ここの定義は一般的なものをイメージして整理してきたところですが、一般的なことでも書くべきなのか、それとも、法律等で言われている話と一緒にのであれば定義になくてもいいのか、この点でご議論をいただきたいと思います。

○金子議長 ほかにいかがでしょうか。

○諸坂委員 全く意見は変わりませんが、あくまでも立法政策上の話として「この条例において」が一番重要なフレーズなのです。そうすると、一般論的な生物多様性の定義であるならば条例上では要らないです。

多分、これから法令審査等を通りますけれども、法律とどう違うのかという審査が入ってきて、全く変わらないのであれば、それは要らないのではないですかと追及されるリスクにもなり兼ねません。

○金子議長 今の諸坂委員の意見ですと、「この条例において」と書いてあるので、一般論は要らないのではないかということですね。そして、遠井委員は、一般論であっても、生物多様性というキーワードが周知されていないので、入れるべきではないか、入れたほうがいいのではないかという意見だと思います。

この場でどちらかに決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） 今の諸坂委員の話でいくと、定義規定のうち、⑥の生息

域内保全と⑦の生息域外保全は、条約と全く同じ内容となりますので、これも取るということでは考えたほうがよいでしょうか。

○金子議長 ⑥と⑦も一般的な言葉であり、既に定義されているものであれば取ることになる、あくまでもこの条例においてということが必要なもののみを書くことになるということでしたが、いかがでしょうか。

○諸坂委員 定義規定というのはそういう趣旨のものなのです。全ての言葉について定義しているかということ定義していないのです。例えば、貢献とは何ですか、支援とは何ですかなど、全ての言葉に対して用語集をつけているわけではないので、この条例においてこの言葉をこういうふうに使いますと概念を特定するだけなのです。ほかでどうかは分かりませんが、この条例ではこうなのですよということをおっしゃるのです。

例えば、「少年」という言葉があっても、普通は未成年の者を指すと思うのですが、児童福祉法における少年の定義と少年法における少年の定義は違うのです。そこで、この法律において少年とはこういうものと、改めてくさびを打っているのです。でも、一般論の話であるならば規定に起こす必要はありません。

○遠井委員 例えば、ストーカー規制法やDV防止法において、ストーカーの定義は何ですかということ。これは、規制する側からすると重要ですし、支援を受ける側としても重要なので、そういう場合はこの法令においてという定義は非常に重要になってくると思うのです。

諸坂委員のおっしゃっていることは、そうした規制的なアプローチから考えたら必要不可欠なことだけを書いて、当たり前の常識的なことは書かなくていいとなるかと思えます。私もそれは一般論として理解はできます。

ただ、環境関係の法令や条約を見ますと、内容自体が社会に十分に浸透していない、関係者の間では当たり前のだという言葉が結構あるのです。ですから、生物多様性基本法でも、2008年の時点で、何でわざわざ生物多様性について一から定義するのかということですが、ちゃんとやるのです。

これは科学物質に関してもそうですけれども、環境関係の法令というのは、関係者にとっては当たり前でも、社会一般には十分に認知されていない言葉の一つ一つを定義しているのです。

生物多様性条約は1992年にできていまして、その条約は日本においても法的効力があるのですよ。でも、2008年に基本法をつくる時にはまた改めて定義したわけです。また、各地の条例や基本計画でも生物多様性とは何かを定義しているのです。それは、いまだに一般的周知がないからなのです。

ですから、おっしゃることは分かるのですが、法令の分野によってかなり違うのではないかと。限られた範囲で見ているだけですが、法的な分野に違いがあるのではないかなという気がします。

○諸坂委員 もしその点であるならば、法令に書かれているので、条例でさらに書く必要

はないです。条約にも書いてある、法令にも書いてある、その上で条例にも書く必要があるのか、作文をする側からすると、そこが一番引っかかるところです。

○遠井委員 一つ一つについて定義しようと言っているのではなく、生物多様性の保全は、キーワードといいますか、核心的な概念ですよ。生物多様性基本法の定義に倣う、あるいは、条約の定義をそのまま使っているから書かないということですがけれども、それでは不親切ではないかなと思うのです。

一々、基本法や条約の条文を見て、こういう意味か、私たちは生物多様性について何をしなければならない、これはそういう趣旨なのですねと、この条例のユーザーが法令や条約までたどらないといけないということですよ。

おっしゃることは分かるのですよ。行政やその関係者の人たちにとっては別に当たり前ではないかと思うのですけれども、広く市民と協力しましょうという条例において、一般の方が生物多様性の保全とは何かと考えたとき、他のものをたどれというのは不親切ではないかと思います。

○諸坂委員 そういう趣旨であれば、前文に書けばよろしいと思います。多分、一般の市民の方は、第1条や第2条までは読みません。読んだとしても前文です。あるいは、この条例ができましたというパンフレットに生物多様性とはこういう概念ですよということを書けば十分です。定義などを一般の市民が読むかということ、多分、読まないと思います。

○金子議長 先ほど、事務局から、生息域内保全や生息域外保全についても条約をコピーしているため、諸坂委員の話に従えば、この条例においてと限定されない以上は削除して、前文に持っていったらいいのではないかということですがけれども、それについてはいかがでしょうか。

○異委員 一般的な考えから話すと、定義の①が動物、②が野生動物、③が動物園及び水族館その他の動物展示施設、④が動物福祉という流れで説明があって、その次に、遠井委員の言われた生物多様性の説明があり、生物多様性保全とは何かとなってから、生息域内保全、生息域外保全、累代飼育となっていくわけで、この一連の言葉の流れと説明はすごく分かりやすいのです。ここだけを見て、こういうことなのだと分かります。

前文は前文で、もしかしたら読むかもしれないし、読まないかもしれませんが。その前文の書き方も分からないわけです。もしパンフレットをつくって、それぞれの言葉を説明するようなものがあるのであればそれでもいいのかもしれませんが、この定義のところの一つ一つの言葉の選び方と順番はすごく意味がある流れだと思っていますし、この定義のところだけを見ても随分勉強になるのではないかと思います。

一般市民が最初から最後まで条文を読むとは私も思っていません。恐らく、抜粋版が作られ、事業で使われると思うのですが、そうだとしたら、定義のところだけを使って説明することもあると思いますので、それはそれで意味があるのではないかと思います。

○金子議長 多分、議論していてもかみ合わないところがあるかと思います。恐らく、ほかの委員も、両方になるほどなと思っていますかと思っています。条例の立てつけからすると諸

坂委員の言われることだと思いますし、一般市民側から考えると遠井委員や巽委員が言われていることだと思います。その上でどちらを選べと言われてもなかなか難しいかなという気がしています。

○事務局（加藤円山動物園長） 少なくとも、生息域内保全と生息域外保全については条約のレベルでしか定められておらず、国内法では定められておりません。しかも、生息域内保全については、動物園等ではこういうことをしなさいと後ほど出てくるので、この条例においてはこういう定義とするということは必要だろうと考えています。

○諸坂委員 誤解を生まないようにもう一度だけ言います。

生物多様性の保全の定義ならこれでいいのです。このまま全部を残せばいいのです。でも、遠井委員のおっしゃるように、一般論まで入れてしまうと、この条例においてというところからはずれてくるのです。そして、そこから話を進めていくと、⑥も⑦も要らないという話になってきてしまうのです。

私が言いたいのは、この条例において生物多様性の保全というのはここに書かれている、こういうことですよとしたいということなのです。遠井委員のおっしゃるように、世界まで見据える条約や法律というような広い範囲で言うものは前文で説明してあげればいいでしょうと言っているのです。

あくまでも、この条例において、生物多様性の保全というのはこういう定義です、野生動物の種を保存するということです、そこが動物園としてできる生物多様性の一つの役割分担ですので、ここは残すべきだということなのです。

そして、その流れで言うと、今、園長がおっしゃったように、生息域内保全と生息域外保全は、これまで、法令上にはどこにも書いていませんから、この条例でこの定義規定を置くのはすごく重要なのです。そして、巽委員がおっしゃったように、こういう流れで、動物があって野生動物があって、これも流れとしてはスムーズですごく読みやすいと思うのです。

立法政策といいますか、立法している側の人間から言うと、①から⑧は残したいのです。でも、私がこだわっているのは、「この条例において」というフレーズが入っているので、ここに一般論を書くわけにはいかないという話なのです。

○遠井委員 一般論というのは何を指しているのですか。三つの多様性のことですか。

○諸坂委員 条約でどう書かれているのか、法令でどう書かれているのかをさらに書く必要はないということなのです。

○遠井委員 そこも誤解を生んでいるようなところがあるなと思います。

あくまで、私がここでつけ加えたらどうでしょうかと言っているのは、生物多様性とはこの三つを言い、そして、生物多様性の保全とはと二つ重ねて書いたほうがいいのではないかという提案として、条約に触れるとか、法令に触れるとか、一般論としてということを入らせてくださいとは申し上げていないのです。

○諸坂委員 定義規定の立てつけとしては、今、委員がおっしゃったことは前文で書けば

十分だろうということです。

○金子議長 今、諸坂委員から提案がありましたけれども、生態系の破壊など、そういう現状認識については前文で書き、この条例においてというものは定義で書く、遠井委員からご提案のあったことは、極力、前文に盛り込み、この定義の中で書かなければならない生物多様性の内容、この条例においてというところについてはご議論していただいて、生息域内保全と生息域外保全、累代飼育については残すということはどうでしょうか。

なお、前文については、最後に議論をするということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○遠井委員 話が随分とずれてしまいましたが、あくまでも、定義で書くのであれば、生物多様性の三つの多様性についても触れたほうがいいのではないかということだったのですね。でも、定義規定でそこまで入れると長過ぎるというのが皆さんのご意見ですよね。

そこで、三つの多様性については前文に入れるということであれば、これ以上、こだわりはしません。

○金子議長 事務局としては、そういう形で整理する方向でよろしいでしょうか。

○事務局（加藤円山動物園長） 分かりました。

○金子議長 それでは、⑤については終わりにしますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子議長 続きまして、10ページの上のところです。

スラッシュが入っているところで、「多様な」とするか、「あるべき」とするかです。そして、「保全されることを旨として行われるものをいう」とするか、「維持、管理、復元又は改良されることをいう」とするかです。

それぞれ二つの案が出ておりますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○諸坂委員 修正した私からお話しします。

「多様な自然環境」という言葉はもちろんいいです。そこはいいのですけれども、象やキリンなど、動物園では一定の種からアプローチした生物多様性ですよね。アフリカ、サバンナというところのアプローチで、その構成員としてライオンやシマウマもいてという発想ではなく、動物園という窓口から見たシマウマとしますと、シマウマの生きる生息環境は一定のあるべきものがあると思うのです。

ですから、アプローチがこちらから来るか、向こうから来るかの違いなのです。シマウマやサイからアプローチしていくと、サイが生息するあるべき自然環境と言うほうが文章としてはじっくりくるかなということです。

もう一つは、簡単なことで、「保全とは保全という」というのは作文としておかしいというだけで、保全の中身を分解し、維持、管理、復元と砕いたということです。

○金子議長 後段の「あるべき自然環境が」、また、「応じて維持、管理、復元又は改良されることをいう」という文言が諸坂委員のご意見のものだということですね。

○遠井委員 ここはほかの方に教えていただきたいのですけれども、自然環境というのは

あるべき自然環境がこうですと決めつけられるものではなく、ダイナミックに変わっていくものだというのが一般的な理解だと思うのですね。

人間の側から、これがサイにとって必要でしょう、あるべきでしょうと決めつけのよう見えかねないから、「あるべき自然環境」とするのはふさわしくないのではないかと素人なりに感じ、前段については「多様な自然環境」のほうがいいのではないかと思います。

後段の「保全とは保全という」というのはトートロジーになるのではないかというご指摘もそうですが、よくよく読めば、自然環境や地域の自然的社会的条件に応じて保全されることだから、保全とは言えないかなという気がします。でも、後者のほうがより具体的になるというのであれば、それでもいいと思います。

いずれにせよ、「あるべき」はちょっとおかしいのではないかなと思います。

○小菅委員 私は、「あるべき」のほうがいいと思っています。

なぜかという、先ほど諸坂委員がまさに動物園のことを言ったのですけれども、スタートは動物なのです。そして、その動物を生態系へ、例えばその動物の故郷にリリースするときにはこの動物が生きていける環境があるかどうかを徹底的に調査するのです。つまり、その動物にとって必要な自然環境を調査していくのです。そのとき、シマウマにとっての自然環境とライオンにとっての自然影響も重なってきて、そして、多くの動物にとって必要な自然環境が重なって多様な自然環境になっていくのです。

ですから、動物園で説明するときもそうなのですが、シマウマが生きていくためには、これだけの広さの中にこのぐらいの種類の植物が生えていて、それが維持できていて、例えば、50頭を維持させるには何ヘクタールにどのぐらいの種類の彼らが食べる草や木があつてということ調査するのです。

それは、シマウマにとってあるべき自然環境なわけです。でも、それが複雑に絡まって多様な自然環境が維持されると僕らも考えているので、このほうがイメージは湧きやすいのです。単に「多様な」とだけ言ってしまうと、すごく多様性はあるけれども、シマウマはそこでは生きていけないということもあり得るので、そういう意味では、「あるべき」という言葉でいいのではないかなと思っています。

○金子議長 「あるべき」と「多様な」というのは指しているものが違うのですね。遠井委員が言われたように、「あるべき」を「多様な」の反対側にある言葉として捉えると違うのではないかということですが、小菅委員が言われたのは、「あるべき」というものは目標として目指す多様な自然環境だということでした。

ですから、本当は「あるべき多様な自然環境」としてもいいのかなとも思いました。

○遠井委員 この条例においての生物多様性の保全とはということ、そして、野生生物の種の保存を軸としてというお2人の意見というのは、あるべきというのは地球環境のあるべき姿ではなく、それぞれの種にとって適切な生息地の保全が必要だという趣旨なのですね。

○小菅委員 それが多様に重なっていくということです。

○遠井委員 それぞれの生物にとって必要なものが重なり合いながら全体として多様性をということですね。そういう趣旨なら理解できるのですが、あるべき自然環境がと書かれてしまうと、そういうものをイメージしづらいので、もう少し表現を変えていただければと思います。おっしゃる趣旨は理解できました。

○金子議長 いかがでしょうか。

○諸坂委員 そうしたら、「野生生物の種の保存等が図られるとともに、その種が生存するためにあるべき自然環境」ではどうですか。その種が生存、存続ですかね。「存続すべきあるべき自然環境」ですね。

あるべきというのは、一つの答えではありません。これだけ汚染されてしまった世の中において、この種を保存していくには、こういう環境しかないということがあると思うのです。例えば、地球温暖化でアザラシが捕獲できないからホッキョクグマは北極では生存できないとなったとします。そうすると、ここが事前のあるべき自然環境として保全地域を指定するとかしなければいけないと思うのです。

「多様な」というと不合格な多様性も出てくる可能性があるのですが、そこは小菅委員と全く同じですね。ですから、もし表現をつけ加えるとすれば、先ほどのような文言を入れるということで、それで意味が通るかなと思います。

○遠井委員 「それぞれの種の個体群の存続に必要な生息環境を」など、具体的に書くのではどうでしょうか。

○金子議長 文章については事務局で今の趣旨を踏まえて案をつくっていただければと思います。

それでは、休憩を入れさせていただきます。

ただ、残りが1時間ちょっととなりました。後半はスピーディーに行きたいと思いますが、かなり重たい議題もありますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、8分ほど休憩を入れます。

[休 憩]

○金子議長 それでは、再開いたします。

今、事務局と相談したのですが、このままいくと終わらないと思います。途中、昼休み休憩を入れて、2時なのか3時なのか、そのぐらいになるのではないかとということですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子議長 それでは、まずは、30分ぐらいやりましょう。1時までやって、昼休み休憩して、その後、2時半や3時までとしたいと思います。

それでは、12ページの基本理念のところです。

最初のスラッシュのところですが、「それらが生態系の重要な構成要素であることを認識する」、あるいは、「動物を慈しむ心や」です。

また、「第2項の目的を達成するために、動物園等の活動は、市民の積極的な参加又は参画の下で行われるものとする」を入れるかということです。

まず、最初のところですが、いかがでしょうか。

○諸坂委員 これを並べてみると、「慈しむ心」というほうも残したいと思いつつ、「生態系の重要な構成要素であることを認識する」というかちっとした文章も残したいと思いました。

そこで一つ提案ですけれども、「慈しむ」という非常に情緒的な言葉と、黒色の字になっている1行目の「不思議に気づく感性を養い」というものをくっつけて、「不思議に気づく感性を養うとともに動物を慈しむ心を」として、それが云々というふうにして全てを残すパターンはどうかなと思いました。

○遠井委員 確かに、今ご指摘をいただいたように、感性と生態系の重要な構成要素であることを認識するというのは理性の話で、レベルの違う話が混在しているなという印象を受けました。

でも、結局、生物多様性の保全というのは、回り回って、私たち人間をも豊かにすることにもつながりますということを行うのであれば、今、諸坂委員がおっしゃったように、全部くっつけてしまい、「それらが生態系の重要な構成要素であると認識するとともに、動物を慈しむ心や豊かな人間性をはぐくむ機会を提供することを基本とする」でもいいのかもしいかなと思いました。

生態系サービスについては、最近、人の健康、特にメンタルに対して影響がある、あるいは、特に子どもの頃に動物と触れ合うことが人格形成に寄与するという科学的な調査結果も出てきているらしいです。それを踏まえると、豊かな人間性を育む機会を提供するというのは必ずしも情緒的な話ではなく、科学的なエビデンスに基づくものになっているみたいです。

ただ、そこに接続する際に、理性だけではなく、驚きや感性が効いてくるのだろうなという気もするので、最初は混在しているなとは思いましたので、両方を残してもいいかなと思います。

○金子議長 それでは、両方を残すということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子議長 それでは、第1章はこのようにいたします。

ほかに何かありましたら、後でお願いいたします。

○遠井委員 事務局から市民の参加というのはどうかという話がありませんでしたか。

○金子議長 下の赤色のところですか。

○事務局(森山調整担当係長) 三つ目に市民参加の理念を切り分けたということです。

補足して解説書に記載すべき内容と取消し線になっていますけれども、これは説明する

までもないものと考え、消しています。

○金子議長 「前2項の目的を達成するために」というのは事務局で入れたのですか。

○諸坂委員 目的規定から協働という概念を取るという前提で「前2項の目的を達成するために」とつけ加えたのが経緯です。参画という概念は協働という概念と連動してくるからです。

また、補足して解説するべきところですが、全部をカットしてしまうか、市民参加と市民参画の違いについて説明するかを議論していたと記憶していて、私が作文しますと言っていた記憶があります。

簡単に言うと、市民参加は1950年代くらいからアメリカで導入されていて、いわゆる行政を監視するという発想なのです。これは、行政が政策主体で、住民が政策客体という位置づけがあり、あくまでも住民はお客さんということです。そして、その客に対する公共サービスが適正になされているかどうかを住民が政策主体に参加して監視するという概念なのです。

しかし、参画というのは、行政が主体、住民が客体とは必ずしも捉えず、行政と住民が対等関係の中で一定の政策を立案していきましょう、その中で意思決定を共にしていきましょうという概念です。

このように全然違うのですが、これは一般の方は分からないと思いますので、説明文としても残していいかなと思っております。

○金子議長 でも、ここはいいかなということで消されたのですか。

○諸坂委員 私が削ったのではなく、私が書く予定なのでしたか。事務局として要らないというのであればなくもいいです。私の宿題がなくなるだけです。

○金子議長 事務局としてはいかがですか。

○事務局（森山調整担当係長） 個別にご相談したいと思います。

○金子議長 それでは、ご相談をいただければと思います。

では、上のところの「前2項の目的を達成するために」というのはそのままとするのでよろしいのですか。

○遠井委員 参画と協働とほぼ同じということですが、どちらが定着しているかです。最近の傾向としては「協働」のほうがよく使われているので、あえて「参画」を使わず、「協働」という言葉を使っただけでもいいのではないかと思うのです。

また、「参加」とは行政を監視するものだということであれば、「又は」ではなく、「及び」ではないでしょうか。「市民の参加の下に行われ、及び、市民と協働で」としてはいかがでしょう。

○諸坂委員 ここは「又は」ですね。「及び」にしまうと、監視して参加すると読むしかなくなるのです。

ここは、別に「参画」でも「協働」でもいいのですけれども、言葉が「参加又は参画」とすると並びがいいので、「参画」にしました。

○遠井委員 「公開」や「透明性」という言い方はいかがですか。

情報公開と同じように、透明性やアカウンタビリティ、そして、市民参加がセットで使われていますよね。市民参加と言われますと、どうしても下の説明のように市民がボランティアに参加するのかなと捉えかねないかなと思ったのです。

○諸坂委員 これでいいと思いますよ。参加の前提には情報公開や透明性が当然についてきますので、ここは「参加」でいいと思います。

○金子議長 ほかにいかがでしょうか。

文章については事務局にお任せしましょうか。

○遠井委員 違和感がないのであれば、こだわる必要はないかもしれませんね。

それでは、「協働」はせっかく入れたので。

○金子議長 「協働」についてはここに盛り込むという方向でということですね。

それを事務局にお伝えして、諸坂委員と調整いただくことにします。

○諸坂委員 それでいいのですけれども、「市民の」と来ているので、「市民の協働」というのはおかしいのです。「市民との協働」なのです。「市民の積極的参加又は市民の積極的参画の下で」と文章が収まっているので、これでいいと思います。

○遠井委員 もちろん、「協働」にしたら文体も変わってくると思いますので、そこまでやりたくない、きれいに収めたいというのであれば、食い下がる理由はありません。

○金子議長 それでは、事務局で案を詰めていただければと思います。

それでは、赤色のところが少しありますけれども、第1章についてはこのあたりで終わりました、第2章に移りたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子議長 それでは、事務局からご説明をお願いします。

○事務局(森山調整担当係長) 第2章は、特段大きな変更はありません。

変えたところでは、14ページの7の保全措置の6項目めに「情報収集及び提供すること」とあったのですが、何の情報なのか、もう少し具体的な表現がいるということで、「動物園等の活動に有益な」という文言をつけ加えております。

それ以外は説明を強化した部分になりますので、15ページまでは割愛いたします。

16ページは良好な動物福祉の確保ですが、説明を的確に変えただけで、内容の変更はありません。

17ページの活動情報の公表ですが、赤色の字の部分は、毎年度という意味合いで、「毎年」という言葉になっておりましたが、情報の公表は随時行うという決め方のほうがこれまでの議論に合うだろうということで、「随時」としております。

○金子議長 文言の修正等を行ったということですが、第2章についてご意見を願います。

(「なし」と発言する者あり)

○金子議長 それでは、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子議長 ありがとうございます。

続きまして、第3章の登録についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(森山調整担当係長) 第3章については、前回まで具体的ではなかった部分もあったかと思いますが、整理する上で諸坂委員の意見をいただいております。

まず、19ページをご覧ください。

以前まで登録の更新が入っていなかったので、(14)に入れております。

また、(15)の報告及び調査です。20ページに移りまして、(16)の指導及び勧告、(17)の命令、そして、(18)の取消しにも関わるのですが、指導勧告、命令には報告、調査が必要でして、それを項目として入れたということです。規制ではないものでも、これらの制度があることによって、しっかりと制度設計できるというところで追加しました。

これらを入れる趣旨については諸坂委員からも補足をいただければと思いますが、こういった項目を並べた上で、(19)に登録施設への支援という項目があり、21ページですが、(20)に基金の項目を置きました。

なお、基金については、もともと、円山動物園の章に置いてありましたが、基金の中身としては、円山動物園以外に登録園館への支援の財源としても活用していくということがありました。そこで、円山動物園の章ではなく、登録のところだと考え、ここに置かせていただきました。

しかしながら、以前まで、円山動物園は登録の対象で、当然登録するものだという考えの中で検討してきたかと思いますが、前回の会議で登録制度に円山動物園が登録するというのではなくてもいいだろうと整理されましたので、基金が登録の章にあると違和感が出ているところです。

そこで、ここで提案するとすれば、別な章を立て、円山動物園の前か市民動物園会議など、全体を見る章に基金を置き、整理する必要があるのではないかと考えましたので、その点についてご意見をいただければと思います。

○金子議長 それではまず、諸坂委員から補足説明をお願いいたします。

○諸坂委員 登録制については、偶然ですけれども、現在私は、沖縄において、世界自然遺産関係で観光案内人、観光ガイドの制度をつくっていきまして、観光ガイドを免許制にしたのです。

これらは学問的には違うのですけれども、立てつけは同じです。遺産のほうは免許で、こちらは登録であり、登録のスタートから終了まで、その間には変更や取消しもあるのですが、フルセットで手続規定を並べると今お示しの形になるということです。

あわせて、基金について事務局からご説明がありましたけれども、なるほどおっしゃる

とおり、登録制の中にあるのも立てつけとしてはおかしいなと思いました。ただ、市民動物園会議の中に入れるのもおかしいので、基金だけで1章を立ち上げ、第4章となっている円山動物園の後に第5章として基金を、そして、第6章として市民動物園会議という立てつけが美しいかなと思います。

○金子議長 まず、登録制の第3章の内容に係ること、それから、基金をどういうふうに扱うか、独立させるか、あるいは、登録の中にしておくかということが検討事項となります。

まず、内容についてご意見をいただければと思います。赤文字が結構入っているので、見るのが少し大変かもしれませんが、いかがでしょうか。

○遠井委員 一般的な質問です。

登録は任意制で、インセンティブであり、支援が入ることでしたが、前段には、報告聴取や指導勧告、是正命令、取消しなど、制裁的な規定もあるわけです。

また、(16)には「(10)の各号の規定を遵守していないと認められるとき」とあるのですが、具体的にどういう基準の遵守を勧告や是正の対象とされるのでしょうか。

つまり、条例自体は、客観的な基準を定めるわけではなく、下部規範にありますし、登録した相手方との間でもこれを守ってくださいというガイドラインをつくったり、JAZAの飼育基準を参照したりという話がちらっと出ていましたけれども、それぞれの個別の是正勧告ができる基準をあらかじめ決めておかないと、お互いにオーダーメイドで作りながら是正ができるのかが疑問なのです。

このことについて説明をいただけますでしょうか。

○事務局(森山調整担当係長) 指導勧告は(16)ですが、「市長は、登録動物園が(10)の各号の規定を遵守していないと認められるとき」となっております。(10)については17ページから書いておりまして、登録要件となる各号に適合しているかどうかで登録が受けられるかが決まってくるわけです。そして、この登録要件を一度は満たしたけれども、遵守していなければ指導勧告という流れです。さらには、措置が取られないようであれば命令するという段階を経て取消しになります。

なお、(10)では、一として、主たる飼育動物が野生動物であること、二として、野生動物の飼育は展示を前提としていることとあります。これは、販売を前提に、そのために見せているのではなく、展示が主たる目的なのだとこのことを言っています。

また、三として、生物多様性の保全を目的に運営を行っているか、四として、それぞれの動物の収集目的、飼育目的が、繁殖、教育、研究など、それぞれ目的を持ってやっているかを示しています。

そして、五として、第2章に書きました保全措置の取組が実施されているかどうか、六として、動物福祉の確保に書いてある取組が実施されているか、七として、活動情報の公表ができているかを示していきまして、ここには第2章に書いてあることが行われているかを書いています。

行われているレベルについては登録要件の詳細な基準が必要になってきますが、ここまでできていないとだめですよというより、ちゃんと目的を持ってやっていますということ、結果はついてきていないかもしれませんが、やっていることを見るというのが要件の趣旨となると考えてのことです。

それに、今、動物福祉の状態について、明確に明らかになっているものもありませんので、不断の努力で向上しているかという取組を見ていくことになるかと思います。そういう仕組みが全く取られておらず、動物福祉を全く向上しようとしていないと分かれば、指導勧告、命令をするということになります。

○諸坂委員 若干補足します。

任意登録ですから、登録するのも登録しないも相手方の自由です。ただ、登録されてしまうと、札幌市に認定された登録園館ですと自分たちで宣伝することができますし、財政的な支援を受けることもできます。

そうすると、最初のスタートでは登録要件を具備していたとしても、その後、何年かたって、経営者も代わり、飼育、展示されている動物も変わりとなっていくと、果たして登録園館としてふさわしいかはチェックしなければならないですし、そのように相手方が変化していけば、こちら側としての支援も変化していくことになります。

でも、お金を出しているわけですから、種を保存するということからスタートしている制度にあなたは申請しているわけですから、その軸はぶらさないでくださいと口を出すことは可能でして、それで指導、勧告ということ。そして、それでも改善されなければ登録を打ち切りますと命令することもできるということ。そして、それでも改善されなければ登録を打ち切りますと命令することもできるということ。そして、それでも改善されなければ登録を打ち切りますと命令することもできるということ。そして、それでも改善されなければ登録を打ち切りますと命令することもできるということ。

○遠井委員 趣旨は理解できるのですけれども、例えば、学則違反の学生を退学にできるかということと同じで、基準が定性的で曖昧だと、恣意的な運用がされるおそれが出てきますよね。

ですから、基準を今すぐつくれという話ではなく、これからになるとは思いますが、生物多様性の保全を目的としているというのはどういうことなのか、主として野生動物と言っていますが、何%を下回ったらだめなのかなど、もうちょっと具体的で客観的な基準がないとできないのではないかとということです。

動物福祉に関してもそうですよね。それぞれの種ごとにとということですけれども、これについてはJAZAのこの基準を満たすことができないとか、本来、販売をしてはいけないのに、そういう実態が分かたら取り消しますとか、こういう場合は是正勧告や命令までいくという具体的な客観的基準あらかじめをつくっておかないと、何となく頑張っていますではできないのではないかとということです。

○諸坂委員 おっしゃるとおりで、処分基準や審査基準はつくります。でも、公開できる部分と公開できない部分がありまして、処分基準や審査基準はつくりませんが、非公開という扱いにするのが一般的な考え方です。

この判断も市長の独断や恣意的な判断をさせないため、(12)で「市長は、登録の審

査にあたり、第三者委員会を設置する」という規定をつくっております。この第三者委員会に起用される方々として、動物福祉や獣医療などに特化した有識者、学識経験者を入れる構成で、公正かつ透明性を持って審査するということになります。もちろん、このようにして基準はつくりますが、それを条例に書くかという書きません。そういう基準は内部規範として、特に非公開になる設計にします。

なぜ公開しないかという、もし審査基準を公開してしまうと、申請者が基準を見て基準ぎりぎり、合格ギリギリのところではしか申請してこなくなるからです。こういうものは、制度設計上、最低基準しかつけれないのです。でも、我々としては、最低基準をクリアしていただければいいと言うのではなく、ある程度の基準を満たしてほしいのです。ですから、最低基準は見せないということになります。そして、だめならだめ、基準を満たしていなければ不合格、基準を満たしていれば合格とするわけで、最低基準よりどの程度上回っているか、そこは裁量を持って審査したいのです。

したがって、基準はつくりますが、内部規範とし、かつ、非公開にするのが一般的です。
○遠井委員 それはそうかなと思うのですが、一方で、予測可能性を考えると、少なくとも、これはだめですという禁止事項は明示するなど、公開性や客観性を保つ方法はあると思うのです。そこは工夫して、内々で何となく評価していますというのではないということ最低限度とすれば、透明性は高くなるのかなと思います。

○諸坂委員 それは当たり前のことですね。

○金子議長 ほかにいかがでしょうか。

○遠井委員 動物福祉に配慮した飼育基準については、条例では明示せず、科学的な根拠に基づいて動的なものを取り入れましょうということでしたけれども、JAZAの基準を参照するかどうかという話をされていたと思うのですね。

条例に書くかどうかは別として、そこについてはどうなのでしょう。条例の中で決めるのではなく、むしろ、外部基準を参照する形となりますので、そういうものとしてやるかどうかは確認しておきたいと思います。

○金子議長 事務局から何かアイデアはありますか。

○事務局（森山調整担当係長） 条例にそういうものを参照して判断していきますということを入れるかどうかですが、条文に盛り込む内容としては載せず、これをするために必要な基準の中で位置づけていくという想定であります。その中で、今おっしゃられたように、JAZAの基準が示されているものはそれに向けた取組があるかどうかを見ますというふうにするかどうかを今後検討する必要があると考えております。

○黒鳥委員 今月でしたか、たしか、JAZAから施設に関する基準みたいなものができて、徐々にでき始めています。ガイドラインみたいなものをつくってしまして、そういうものはかなり参考になるのではないかなという気がしました。

○伊勢副議長 それでは、今、黒鳥委員が言ってくださったことの補足です。

JAZAが守っていきましよう決めている種が300種くらいおまして、それらに

ついて、こういう状態で飼育しましょうというものについて、飼育施設などのハード面、そして、福祉など、エンリッチメントとしてこういうことをやっていったらいいというソフト面の両方を合わせた飼育ガイドラインが出てきており、表面化されてきています。

今、300種全てに関してつくられているわけではないのですが、それを中心的にまとめてくれている種別調整者がおりまして、その方たちが国内や海外の飼育基準や飼育の中身をまとめ上げているところです。今、100種ぐらいのものがありますので、それを参考に新しい施設をつくったり、飼育管理などに生かすものとして参考にさせていただけると思います。

○諸坂委員 これは制度設計上の話ですけれども、例えば、JAZAの動物福祉や飼育基準、エンリッチメントの基準を全て満たしている園館は、ここで登録するメリットがあまりないのです。

札幌市として登録制をつくり、今後、円山動物園と協力して頑張っていきましょう、盛り上げていましょうというところで、相手方の園館で、ここが足りない、ここが弱いというところを市として援助しましょう、では、登録させてくださいという流れをつくらなければいけないのです。ですから、例えば、よこはま動物園ズーラシアが参加するかというと、しないでしょ。つまり、JAZAの基準は一つのスタンダードとしてももちろん参照するのですが、それをクリアしていないと札幌市として登録しませんとやってしまうと、登録園館が多くなっていくのです。

そして、条例の立てつけからの話ですが、登録制度はつくりました、しかし、実効性がありません、誰も申請してきませんという話になってくるので、あまりにハードルを上げると申請者が減ってきます。ですから、JAZAの基準を満たしているところを100点とするなら、自分のところは70点ぐらいで、80点や90点に上げたいから、登録してもらい、市はそれを援助しますよというギブ・アンド・テイクの関係ができないといけないのです。

つまり、JAZAのものを参考としつつ、欠けているような園館にいっぱい申請してもらいたいという設計なのです。ですから、あまりに完璧にして、全部をクリアしなければだめだとなると、どこも手を挙げられなくなってしまいます。

制度の実効性の問題と少し絡んできまして、内部基準の作り方は非常にデリケートです。だからこそ、一部非公開にせざるを得ないということです。

○遠井委員 WAZAのものを日本風にアレンジしているのがJAZAの基準ですよね。例えば、他国のように非常に広い施設を日本の動物園が必ずしも確保できないという前提でつくられているのですよね。ですから、ワールドスタンダードから見たら、日本向きにつくられていて、JAZAの基準も日本の動物園ではこれぐらいできるでしょうという実効性も踏まえたものとしてつくられているという理解でよろしいのでしょうか。

その上で、ただ、民間の様々な施設でそれを100%遵守するのは難しいということについてです。それはおっしゃるとおりでして、そこを登録要件にするのは難しいかもしれ

ませんけれども、少なくとも円山動物園はそれを満たすということは入っていて、例えば、任意登録の対象へは、その8割程度を目指す、あるいは、7割程度は満たすなどというふうに参照することはあり得るのではないかと思います。

そうではなくて、それらに全く関係なく、頑張る範囲で頑張るだと、何のための指針だということになりますので、100%満たさないと登録できないとはしないまでも、少なくとも8割程度は目指すことというような書き方はできるのではないのでしょうか。

○小菅委員 これは私の予想ですけれども、JAZAが出してくる基準の全てを満たしている会員は極めて少ないのではないかと思います。

この基準自体も、今後、何年間でJAZAの会員が目指すべきガイドラインとなるものを出してくると思うのです。それをさらに会員でもないところに当てはめるのは意味がないと思うのです。

ただ、こういうものがあるということ意識した上で、先ほど諸坂委員が言ったとおり、現状、あなたのところはここですと言い、そこから高める意思があるかどうかです。そして、具体的にどういうふうやっていくかがきちんと記載されていることが重要ではないかと思います。そこからスタートして、何年かやってみて、階段を一步步でも上がっていく状態でいいのです。

先ほど遠井委員が言ったように、やっただけで、あとは知らないよというのであれば、そこには指導して、あなたのところは去年もおととしもここでしたよね、本当にやる気があるのですかという指導は有効だと思うのです。

多分、JAZAが出してくるレベルはそんな感じのものではないのでしょうか。

○伊勢副議長 施設については、新たに施設をつくり変える場合はこれを目指してくださいというレベルです。そのレベルについてですが、種によってはそれほどハードルが高いものではありません。でも、国際間で動物をやり取りしたい場合は違います。円山動物園のホッキョクグマの施設などは、国内のレベルではなく、相手国のレベルに合わせて施設をつくっていかないと、先方から動物をあなたのところに出しますとはならないのです。

今回、JAZAが出したガイドラインはそれから見るとかなり低いレベルになっています。それよりもハード的にもソフト的にも低いレベルのところでは、ハードが代えられないのであれば、ソフト面で本来の姿が出せるように持ち上げていってくださいというものです。

ですから、種によっては全然到達していないものもありますし、超えているものもあるのが事実です。

○金子議長 ほかにございませんか。

では、登録については今いただいたご意見を踏まえ、文章化していただきます。

ほかにご意見がなければ、ここについては皆さんの合意を得られたということによろしいでしょうか。

○遠井委員 報告というのは、毎年度ではなく、必要に応じてなのではないでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） 随時、登録があり得るから必要に応じてです。

○遠井委員 年次報告書を出してくださいということは予定されていないのでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） 登録園館にやってもらう具体的なことは条文の中には起きておりません。しかし、第2章で活動情報を公表しましょうね、良好な動物福祉、そして保全措置に関し、全ての情報を記録し、保存し、出しましょうということが行われるはずで、それが登録要件の一つであり、指導勧告要件にもなりますので、それをやりましょうということになりますので、そこを見ていくことになるかなと思います。

○遠井委員 どうやって守っているかを知り得るかといったら、見に行くわけではないですし、誰かからの通報を待つ制度にもなっていませんので、遵守しているかどうかは報告によってしか知り得ないと思うのです。ですから、その都度というより、毎年度としたほうがいいのではないかと個人的には思います。

○諸坂委員 事業活動の年次報告についてです。

こちらは、登録要件のところで必須として、（10）の七の活動情報の公表が年次報告に相当するものです。（15）の報告というのは、何か問題を起こしているような施設、園館に対して報告を求めるといった調査報告なのです。いわゆるレギュラーな活動報告は当然のごとくやっていることが前提ですので、報告書が滞っていれば、指導勧告の対象、登録要件の話になってくるという理解です。

○遠井委員 7の（9）に規定する活動情報の公表の取組の実施というところですね。

それだったら定期的報告と書いてもという気がしないでもありませんが、お任せいたします。公表というと、ホームページで公表するというイメージでして、市に対して報告書を上げるというのは公表と言うのですか。

○諸坂委員 広く言えば公表です。年次報告書も情報の公表で、その媒体が報告書というだけです。

○遠井委員 条例の用語はあまり知らないのですが、それで入るのであればいいです。条約では定期的報告ということが国の報告書であるので、公表と言うと違うかなと思ったのですが、条例上あり得るのだということですね。

○諸坂委員 条例の逐条解説や登録申請書の申請要項など、細かな説明文をつけて、公表とはこういうことだときちんと説明しておけば十分かと思います。

○金子議長 それでは、登録についてはよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子議長 続きまして、基金についてです。

基金の位置づけについては、登録の中ではなく、事務局の説明にもありましたけれども、外に出したほうがよいのではないかといいことですがいかがでしょうか。

諸坂委員からは、第4章の後に基金の章を入れ、市民動物園会議の章と別立てにすることがありましたけれども、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子議長 それでは、そのようにいたします。

内容について何かありますでしょうか。

○諸坂委員 基金についてですが、事務局に質問です。

札幌市基金条例というものがありますよね。その条例を見ると、何とか基金、何とか基金と羅列されているのですが、そこに入るとすると、これが要らなくなるかもしれないと思ったのですが、どういう立てつけをされているのでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） 札幌市の場合は、別な条文にせず、基金条例以外に書くことはせず、基金条例でまとめていくという状況がありますので、恐らく、そういう調整が入るかなと思いますけれども、ほかの例に合わせて、動物園条例の中に基金という存在を位置づけ、この条例のための基金なのだとしているということです。そして、詳しいことは基金条例で整理するということです。基金条例にいろいろな手続等も書いておきまして、ほかはそちらに従うということになります。

○諸坂委員 昨日、シンポジウムを聞いていたら、小菅参与からもご発言がありましたし、今日いらっしゃる佐渡友先生からあったのですが、基金について、どういうところにお金を使って、どういうところには使わせない、何を市の一般財源から出し、何を基金で賄うかというきちんとした制度設計についてご教授いただいたのです。

でも、十把一絡げで基金条例に入れ、事業経費や人件費なども基金から出せませんとすると、昨日のせっかくいただいたご教授と矛盾してきてしまう可能性が出てしまうので、その辺はきちんとしておかなければいけないと思うのです。

場合によっては、動物園条例における基金はこういうところにしかお金を使えないという特別会計扱いにして、一般会計扱いにはしないという設計にするのかどうか、これについては別途考えなければいけないと思うのですね。そのときは、ぜひ、佐渡友先生に委員に入ってください、やっていただくことを強く希望します。専門家に入ってくださいのほうがいいと思っています。

○事務局（加藤円山動物園長） 基金条例にはいろいろな基金があるのですが、それぞれの基金で何のために使うのかを定められているのです。つまり、動物園で何とか基金というものをつくったとき、何のために使うのかを基金条例で定めておけば、昨日の問題はクリアされます。

○金子議長 そのほか、基金の内容についてほかにありませんか。

○巽委員 基金の説明についてですが、これを見ると、ざっくりと言って、しょうがないから、お金がないから基金をつくりますと受け取ってしまうのですね。

私も昨日の講演を聞かせていただいたのですが、もうちょっと積極的な理由で、みんなでこうするのだという方向に持っていけないのかなと思います。これを読んで、ああ、そうか、では、寄附しようと思うでもないかなという印象です。

○諸坂委員 今、基金の設計をされているのですが、寄附の設計は条例上ではされていないのです。金庫をつくりますと言うだけで、お金をどうやって集めるかの話はしていない

のですね。

せつかく基金を章立てしたので、寄附という条文を入れてもいいかもしれませんね。
○遠井委員 そうすると、寄附を集めるのはどこがやるのかという話になってくると思うのです。ここでは市民動物園会議という組織がありますし、円山動物園に関しては何か委員会があると思うのですが、事務局の条文も必要になるのではないかと思います、いかがでしょうか。

これも条約の話で恐縮ですが、条約には、事務局、締約国会議、下部機関という組織の規定があるのですね。事務局は非常に重要ですから、どこが担って、どういう任務をするかを入れるのです。特に、寄附をやると、それは誰がレギュレーションしていくかが曖昧になるといけないので、動物園会議の前後にこの条例の実施運用の事務局はどこがやるかを入れたほうがいいのではないかと思います。

○諸坂委員 基金条例をつくりますよね。(20)に太文字で「別の条例を定めるところにより」と書いてありますので、動物園条例の中で基金を集める事務局はどうのと書くより、基金条例の中でこの基金を集める事務局はどうのと書いたほうが座りはいいかなと思います。

ですから、今おっしゃったことは、基金条例を別途づくり、そちらに入れればいいのかと思います。あくまで、これは動物園条例で、その中で登録制度を設け、登録園館に対して財政的な支援をしましょう、そのために基金をつくりましょうと言うだけで、その基金を誰が集めるか、どういう手続でやるかは基金条例に入れればいいのかと思います。

先ほど私が言ったのは、基金に入れるべきお金について、一般の市民の皆さんから寄附を求めるとするのは責務的な、理念的な条文を入れてもいいかなということです。

○事務局(加藤円山動物園長) 基金条例は定型なことしか決めません。何のために何とか基金をつくるという文言しかうたわれないので、手続的なものは入れられないと思います。

一方、諸坂委員がおっしゃった動物園をみんなで支える仕組みをつくるというときの主体ですが、それは「市長は」でよくて、市長は寄附を集めるときにこんなことをしますという決めがあればいいのかなと思います。

○遠井委員 寄附というのはどこに入るのですか。基金条例の一部に含めるのか、それとも、条例の中に含めるのかです。

○諸坂委員 寄附についてはこの条例でいいと思います。市長は基金のために寄附を求められることができる、何らかの仕組みをつくらなければいけないなど、そういう条文は基金の章に入れてあげればいいと思います。

○金子議長 今、さっぽろ円山動物園サポートクラブというものがあって、僕がその委員長をやっているのですけれども、民間からの寄附はそこに入り、動物園が事務局をやっています、そこから施設や餌などに割り振るのです。

基金として、市が入ってしまうと、市の財政に一度入ってしまうので、運用方法は考え

ないといけないところが出てくるかなと思います、それは今後の話なのかなと思います。
ほかにいかがでしょうか。

○事務局（加藤円山動物園長） サポートクラブではサポートクラブの事務局で使い道を審議していただいているのですが、基金となると別です。

まず、基金というお財布に一度入りますと、そのお金を使うためには札幌市の歳出予算に下してこななければいけないのです。一般的には議会の審議を経てということになるわけです。

ですから、仕組みとしては一般的な地方自治体のお金の使い方の中で動いていきます。

○諸坂委員 一般財源ではなく、特定財源に入っていくということなのですね。

○金子議長 それでは、第3章についてはよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子議長 続きまして、第4章にやっと入りますが、ここで昼休憩を入れたいと思います。

事務局からご案内をお願いします。

○事務局（森山調整担当係長） それでは、ここで休憩を取りたいと思いますが、1時半から再開ということはいかがでしょうか。

この会場は開けっ放しになりますので、貴重品はお持ちください。

○金子議長 それでは、休憩いたします。

[休 憩]

○金子議長 それでは、再開いたします。

第4章からですね。

まず、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） 円山動物園の章です。

運営方針及び実施計画の策定については変更ありません。

22ページの(22)の良好な動物福祉の確保です。

23ページのゴシック太文字の一番最後の赤色の「職員は」というところです。

以前は、飼育技術を向上させたり、知識を身につけさせたりということで、飼育員や獣医が直接的な業務に関わる人間として示されているような書きぶりでしたが、ここで言う職員とは、補足して解説書に記載すべき内容のところにも記していますが、円山動物園の運営に関する全ての職員を指しています。そのため、職員全員で共通して考えられる内容にすべきということで、動物福祉の確保のため、「常に各自の業務において」という文言を入れ、「良好な動物福祉を確保できるように努めるものとする」としました。こうしますと、自分の与えられた仕事の中で動物福祉を確保できるように動いていくということが表現できるようになったのではないかと考えております。

次に、24ページになります。

動物福祉規定に盛り込む内容を書いています。赤色の文字になっている「円山動物園は、良好な動物福祉の確保にならないと考えられる以下の行為をしてはならない」というところです。

いわゆる禁止事項について議論をしていた部分でして、特に動物福祉を損なう行為に当たる行為を三つに整理しております。

一つ目は、不適切、不必要な親子の早期分離についてです。二つ目は、生物多様性の保全に寄与しない近親交配や異種交雑等の繁殖についてです。三つ目は、洋服を着せるなどして本来あるべき生態を損なう擬人化した展示についてです。

これらは、動物福祉を損なうものにつながる行為として、動物福祉の確保の規定に入れるべき禁止事項として整理しました。

しかし、下線の引いている括弧書きのところですが、この三つの項目自体は動物愛護法の展示動物の基準に明らかになっているものとなります。ですから、基準に書いてあることと全く同じことを言うのがいいのか、これは施行規則に明記する内容になるのですが、施行規則に以下の行為をしてはならないことを動物福祉規定に定めるべきだと書く必要があるかどうかについて確認をいただければと思っております。

また、これに関連することについてです。

ちょっと飛びますが、(24)の赤色の文字で追加した項目について、「動物の展示及び教育活動における原則」です。これは、禁止事項で話題となっておりました野生動物との触れ合い、擬人化ですが、部会の意見に合わせ、第2章ではなく、円山動物園のところで書くべきだという意見を反映し、ここにしております。

25ページの太文字ゴシックのところですが、「円山動物園の展示及び教育活動は、施設利用者が人と野生動物の間にある一定の距離感や尊厳を感じることができるよう、野生動物に直接接触するプログラム及び擬人的表現を用いた掲示物その他の情報発信は基本的に行わないものとする。ただし、円山動物園動物福祉委員会が動物福祉に関する規定に定める基準に該当する場合はその限りではない」としております。

要は、教育効果が野生動物との触れ合いでなければ効果がないものは認めていいのではないかという話があったと思いますので、そういうことを反映した内容になるのですが、その判断する機関として動物福祉委員会に委ねたということ整理しております。これについてもご意見をいただいた上で確定できればと考えております。

左側に戻りまして、24ページの(23)の「円山動物園動物福祉の日」という項目についてです。

もともとは「動物福祉の日」となっていました。また、何とかの日ということに関して言いますと、「安全点検強化の日」が26ページの(26)にあるのですが、この主語が「市は」でして、市はこれこれこういうことを目的として何々の日に定めるという文言でした。しかし、こうすると札幌市全体で7月27日が動物福祉の日になり、あらゆる行政

の日で設定されていると読まれてしまうので、あくまで円山動物園の動物福祉の日なのだというをはっきりさせるため、「円山動物園」と頭につけております。

続きまして、27ページの(29)の「人材の確保及び人材の育成」についてです。

28ページに移りまして、5項目書いております。

一つ目から三つ目において、それぞれ人材を確保するとともに、育成しなければならないと表現されており、育成という要素が入っていました。しかし、四つ目を「市長は、職員の育成を図るため、最新の知見の収集や技術習得を目的とした研修の機会を確保するよう努めなければならない」とし、育成の要素はこちらに集約させていただきましたので、それぞれのところから「育成」という表現をカットしております。

また、一番上の「市長は、生態学、生理学、栄養学、獣医学等の」と学問を例示しているところについてです。以前は、動物福祉学や動物園学も挙げておりました。しかし、必ずしも確立されていないものがあるということで、今、普遍的に必要なだろうという学問だけに整理させていただき、この四つに絞って、あとは「等」に含めさせていただければと考えております。

円山動物園の章は以上の主な修正点がありますので、この点についてご意見をいただければと思います。

○金子議長 ここも分量が多いので、一つ一つ進めていきます。

最初に、21ページ、22ページは一番最後のところだけで、23ページは「円山動物園」という言葉が入ったぐらいです。また、「職員は、常に各自の業務において良好な動物福祉を確保できるように努めるものとする」という文言が入ったとのことでした。

まず、23ページまでで何かご意見等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子議長 それでは、24ページの前段の赤色のところについてです。

これは、動愛法に記載されている内容ですけれども、これを施行規則に載せるかどうかということでしたね。ここには書いておりますけれども、記載すべきかどうかについてご意見をいただければと思います。

○諸坂委員 私の考えは載せるべきです。

というのは、環境省のつくった動愛法の下部規範で「展示動物の飼養及び保管に関する基準」というものがあって、多分、そのことをおっしゃっているのだと思うのです。その基準は動物愛護法の下につくられているのですが、この基準がつくられたのは、動物に関する正しい知識と動物愛護の精神の普及啓発に努めるということが目的なのです。必ずしも「福祉」ではない、あくまでも動物「愛護」を普及するためにこの基準をつくり出すということなので、立ち位置が違うと思います。

同じ内容を含んでいても、愛護の観点からこうしようというものと福祉の観点からこうしようというものは中身が微妙にずれてくると思うのです。それに、愛護と福祉は違うのだという前提の下で我々は議論していますので、愛護法に載っているから、それ

に則るかという、結局、最後のところで立ち位置が曖昧になってしまう可能性がありますので、同じ内容、同じ表現であったとしても、目指すべき方向性が違うわけですから、この条例に基づく施行規則としてこういったことはきちんと書き込んでおく必要があると思います。

○金子議長 ほかにございませんか。

○遠井委員 今おっしゃったことですが、諸坂委員のおっしゃるように、法目的が違うということがあります。ただ、禁止事項はこの3項目だけでいいのかという疑問があります。もしかしたら、ほかにもあるかもしれませんよね。あるいは、禁止というか、規制や管理ということかもしれません。

項目を増やすのであれば、全く同じだから書かなくてもいいということではなく、上乘せ、横出しということも含めると、やってはいけないことはできるだけ詳しく明記しておくという方針から挙げておいたほうがいいのではないかと思います。

○事務局（森山調整担当係長） 今おっしゃっていただいたように、議論いただきたいことは、同じことを書くこともそうですが、ほかにもたくさんの観点があり、いろいろな基準が定められているわけですが、今、その中で特にこの三つだけで議論されていて、載せるべきだという話になっているのですね。しかし、この三つだけを載せる理由づけが必要になってきます。

今おっしゃっていただいたように、この条例の趣旨で載せるべき禁止事項をもっと書くべきなのであれば、きちんと整理した上で挙げなければならないと思いますので、提言内容でこの三つだけにすることも議論していただければと思います。

○小菅委員 僕は、しっかり載せるべきだと思っております。

というのは、三では、「洋服を着せるなど、野生種の本来あるべき生態を損なう擬人化した提示」と書いてありますけれども、動愛法において、なぜ洋服を着せてはいけないかという、あんなものを着せたらかわいそうだとするところが趣旨なのです。でも、ここでこういうことをしないというのは、正しい彼らの生きざまがこれでは分かりません、だからやめましょうという意味です。ですから、洋服を着せることでも、なぜいけないかというのは動愛法で規定しているものと我々が規定しようとしているものは全く違っていますから、条例にしっかりと載せるべきだと思います。

ただ、幾つにするかは今の段階では言えませんね。これとこれを載せ、これは載せないということまでは見えていないので、分からないですけれども、しっかりと載せておくべきという意見には賛成です。

○黒鳥委員 確かに、洋服を着せるというような擬人化というのは動愛法とは別に考えなければいけないと思います。

もう一つ、載せてもらいたいのは、動物本来の飼育というか、彼らの生活についてです。

例えば、集団でいる個体、例を挙げるとチンパンジーやゴリラは、1頭だけ飼うのは彼らにとって非常によくないのです。彼らも野生では集団でいるわけです。そういった集団

でいる個体は、欧米でもリストが決まっています、最低これぐらいの規模といいますか、何頭以上ではないとだめだと決まっていますね。今、入手が厳しいのですけれども、日本においても、集団でいる動物は何頭以上とするなど、彼らの本来の飼育方法で飼うというようなことを入れたほうがいいのかと感じました。

○伊勢副議長 私も入れるべきかと思えます。というより、入れなければならないと思っております。

思いつくのは、野生動物本来の行動を阻害してしまうということからすると、観客による餌やりも当てはまるかなと思います。記載されていけばやらないということになるのですが、記載がないからやってもいいという判断になってしまうので、それについても検討の余地があるかなと思っています。

○諸坂委員 今の伊勢副議長のお話に乗ると、環境省の動愛法の展示基準では、餌やりは「みだりにやってはいけない」と書いてあります。これは、「合理的理由なく」という解釈です。ということは、合理的理由があればやっていいと読めるのです。ですから、動愛法の視点からすると、餌やり触れ合いも認めた前提で基準がつくられているのです。これは、我々とスタンスが明らかに違います。

もう一つ、基準の第4のウに「動物に演芸させる場合には」という書き方があって、この基準は動物に演芸をさせることを禁止していません。さらに、2項には販売についても書いてあります。展示する動物を販売する方法についても書いてあるのです。

このように、愛護の視点でいけば、餌やりも演芸も認め、そして販売もありというスタンスなのですね。根本から立ち位置が違うので、結論は同じですが、補足しました。

○遠井委員 演芸は禁止事項に入れたほうがいいのではないかと思います。運転手さんになりましょうということも入ってくると思うのです。

もう一つ、餌やりや野生動物に直接接触するプログラムなど、インタラク션을どうするのかというのは議論になると思うのです。全面禁止をするのがいいのか、それとも、教育目的で必要な範囲で認めるかですね。

これだとあり得るかもしれないということですよ。また、25ページの真ん中あたりに「ただし、その限りではない」とあって、例外的に認められる場合もあるという書き方になっていますよね。

これは、議論を踏まえ、全面禁止とするのではなくという話だと思いますが、実際、教育に効果がある限り認められるということはどこにも入っていないのです。ですから、禁止事項ではなく、教育目標に必要な限りでのみ認められるという規制事項というか、基準を入れたほうがいいのではないかと思います。

恐らく、基準の解釈としてはバランステストみたいに、非常に効果が高いのであれば多少は認められる、効果が薄いのであればだめだという解釈ですということコメントに書いていただくなど、禁止事項とは違う規制基準みたいなものを入れてもいいのではないかと思います。

○諸坂委員 補足の補足です。

ここで展示動物の飼育及び基準とありますが、環境省の動物愛護法で言っている展示動物とは、動物園動物だけではないのです。いわゆる猫カフェや猿回しなども含まれるのです。つまり、猿回しを想定して法律をつくっているので、「演芸」という言葉が出てきてしまうのです。擬人化も猿回しではありますよね。ですから、展示動物の概念が動物園動物と限定していないというところがみそでして、これをそのままとするとお話にならないということです。

○金子議長 事務局から何かありますか。

○事務局（森山調整担当係長） 確認です。

ここは、円山動物園の動物福祉規定に定める項目を列挙しているのです。その中に決めることとして以下の行為をしてはならないと入れるという案になっていて、その中に列挙することを議論いただいております。

先ほど遠井委員が言われた「この限りではない」という部分というのは、動物福祉委員会が定める福祉規定の中でこういうものはやってはいけないというものを書くし、こういう場合だったら認められるということも整理されるという前提で、条例には入ってこないところですが、条例を実施するために必要な施行規則では定めるべき事柄をどこまで書くかという議論をいただいていたところです。

今いただいたご意見をここの行為をしてはならないと載せていくという方向ですが、全部が整理されている状況ではないので、提言の内容としては、例示という形で載せた上で、さらに検討するべきだという提言にするのが適当なのかなとお聞きして思いました。

つまり、今挙げたものだけを載せるべきだと提言すべきではないと思っているのですが、いかがでしょうか。

○諸坂委員 あくまでも、これは報告書案を検討しているわけですよ。実際に施行規則には遠井委員がおっしゃったようなことも書きますけれども、報告書には一から三などという書き方で、具体的かつ客観的なものをつくるべきだという表現でいいと思います。

○遠井委員 これが最終条文ではないというのはそれで、後で整理することはあり得るのですけれども、少なくともこれは落とさないでくださいというものとしてこの三つが挙げられており、プラスして演芸ということが出たわけですよ。ですから、これは含めるべきだということは入れてもいいかもしれないなと思います。そして、これ以外にももしかしたらあるかもしれないということです。

また、先ほど言いましたとおり、禁止というのはゼロで、やってはいけないということですよね。それ以外に、例えば、インタラクショナルに関しては、教育効果がある限りで、教育効果と秤をかけながら認めることができる、それがないときはやってはいけないし、教育効果が大きければ多少は認められるなど、どのぐらいということまでは書きづらいのですが、そういう方針でインタラクショナルは全面禁止まではしていませんということは禁止事項と同じレベルのところに入れておいたほうがいいのではないかと思います。

というのは、エンターテインメントの要素を一切なくすのかということがあるからです。でも、そこには幅があるかもしれないのですよね。かといって、丸投げしていいのかというわけではないわけです。ですから、その考え方については、条例本文ではなくても、考え方や基準の方向性については入れておいたほうがいいのかなということです。

○小菅委員 今、遠井委員のお話の中でこれは絶対入れておいたほうがいいと思うものがあります。

伊勢副議長からあった観客による餌やりは完全に禁止してしまったほうがいいと思っています。これは、ある場合は除くということはないと思うのです。

今、遠井委員がおっしゃったのは触れ合いですが、これについては職員間でもかなり議論になっています。例えば、ヘビの体表を触ることにより、ヘビの誤解が解けるのですね。このように、この方法しかないというのであれば、それは教育効果があるものだとすることで認めていこうとなると思うのです。

でも、お客さんによる餌やりは、ただ客を喜ばせるだけのものだと思っているので、これは完全禁止にしてしまったほうがいいと思っています。

昨日、佐渡友先生の講演の中で、子どもたちが餌をつくって、それを動物が食べている様子を見て、自分が動物の役に立っていることを喜びに思うことが重要だという話があったのです。これはよく分かるのですが、これも、飼育係が介在して、お客さんに用意させてもいいですが、直接与えるのではなく、あなたが用意してくれたものを私が届けますからねと言って動物に食べてもらえばいいのです。これを客が直接与えるのは違うと思うのです。

ですから、お客さんの餌やりは禁止すると言っていいのかなと思います。これについては、喜んでいるからいいではないかということが結構あるみたいですが、しっかりと規制することが必要ではないかと考えています。

○諸坂委員 今議論しているのは報告書に書くかどうかですが、その話を報告書に書くべきだということですか。

○遠井委員 餌やりのことは別にして、少なくとも、これは絶対に入れてほしいというものは報告書に入れ、提言したほうがいいのではないかとということです。

○金子議長 今、森山係長からも話がありましたが、例としてこういうものを挙げて、ほかにもあるかもしれませんという形とするということです。ただ、これは絶対に入れておいたほうがいいというものは入れたほうがいいということですよね。餌やりや演芸は報告書に入れて、こういうものを施行規則に入れるべきだということを書くということですか。

○遠井委員 まだ固まっていないものについては幅があるかなというご意見だと思うのですが、皆さんが一致してこれは絶対にだめでしょうと分かっているものは入れておいたほうが明確な指針になるのではないかと思います。

報告書というのは、条文の一言一句を書くものというわけではありませんが、青写真みたいなものですよね。そうであれば、コンセンサスがあり、特に異論がないものはできる

だけ入れたほうがいいのではないかなと思います。

○諸坂委員 技術的なことですが、報告書でも議会に対してこういう条例をつくりなさいと言うものなら分かるのですが、施行規則をつくるのは事務局ですよね。施行規則にこれを書けということを所管している事務局に言うのは、自分たちで書いて自分たちでというのはあまり意味がないかなと思ったのですね。

例えば、これが議会に上がり、条例でというのなら分かるのですが、施行規則の話をしているので、あまりごてごてと書く必要はないかなと思います。

○遠井委員 結局、条文は、ある意味、スケルトンみたいな感じで、具体的な飼育基準は施行規則に落としていくということをつくっていくわけです。

議会は、全体的な総論に関して異論はないと思うのです。でも、それで何があるかは具体的な基準を見ないと分からないわけで、どういうものをつくるのか、ということを知って議決していただくと思うのであれば、例えば、こういう議論があって、少なくともこういうことを入れる、としておくと、ビジョンとの違いが分かるので、議会に対しても明確な指針を与えたほうがいいのではないかなと思います。

○金子議長 今の遠井委員のご意見に対していかがでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） 結局、挙げていただいたものを追加し、ほかに必要な禁止事項となるものを検討すべきだという中身でまとめればよろしいということでしょうか。

○金子議長 ここは、バランスがあれですね。施行規則に設定すべき内容という項立てになっているから諸坂委員がご心配するようなことが出てくると思うのです。そうではなくて、こういう項目については盛り込むべきだとして、それがより具体的な項目になって報告書として出ていくのであれば変な話にはならないのかなという気がします。

書きぶりは事務局にお任せしますが、皆さんの意見を聞くと、演芸や餌やりなどについて、明らかにこれはだめだろうというものは盛り込むような方向で報告書に書いてくださいということだと思います。

○諸坂委員 むしろ、そういうご趣旨であれば、動物愛護法にもこういう基準があるのだ、なぜ愛護法に基準があるのに改めて施行規則をつくるのかという趣旨や目的を書き、動物愛護法で考えているものと我々が考えているものの方向性が違うのだというラインを明確にしてはいかがでしょうか。

その一部の例示として、動物愛護法では演芸を認めているけれども、我々は動物福祉という観点から認めないのだという決意表明というか、そういうことを文章で書き込んでおいたほうが明確になると思います。

○金子議長 今のご意見を踏まえて整理していただければと思います。

○遠井委員 23ページの公正性というのはフェアネスですよね。取組に公正さを確保するというのはどういうイメージで書かれているのでしょうか。透明性は分かるのです。情報を公開し、アカウントビリティをちゃんとしましょうということだと思いますが、取組に対する公正さというのはどういうものなのでしょうか。

○諸坂委員 私が補足したのですけれども、手続的な部分です。

どうしてどうなったのかというプロセスを明確にするということです。ある種、行政手続的なこともあれば、審議会のような第三者委員会にかけて、適正に判断する、議事録を残す、議事録を公開する、これらは全て公正性になるのです。

ですから、単に情報公開をすればいいというだけではなく、手続をきちんと踏まえなさいという意味で公正性という言葉を入れました。

○遠井委員 私の分野での理解と少し違うのかもしれませんが、聴聞手続とって、どちらかという、不利益を与えられる人が意見を言う機会を必ず与えなさいというときに使うことが多いのです。でも、諸坂委員がおっしゃったことは、透明性、公開性、アカウントビリティで説明されたので、公平性と性質が変わるのかなという気がしないでもないのですが、どうでしょうか。

○諸坂委員 今言われたヒアリングの話も含め、広い概念で考えています。いわゆる、民主的な、議会制民主的な手続的な正義と同時に、一部の不利益をもたらす者に対し、弁明の機会を与えるという話も含め、全てを公正性と捉えています。あまりごたごたと書きたくなかったので、公正性と透明性と書きました。

○遠井委員 それなら、「手続的」という文言を入れてもらったらいいのかなと思います。実態的な公正さとなると、なぜここで出てくるのかなという違和感があるのです。

○諸坂委員 実態的な公正性も含め、十把一絡げとしています。というのは、実態的及び手続的という報告書として分かりづらくなるので、そのあたりはざっくりしています。

○金子議長 そこも踏まえ、事務局で検討をお願いします。

それでは、24ページの(23)以降の後半部分についてご議論をいただきたいと思います。

真っ赤になっているところは追加ですね。

○事務局(森山調整担当係長) 今までは入っていなかったものです。第2章で禁止事項について話をしていたとき、円山動物園で禁止するものとしてやろうと言われたものですが、まだ反映されていなかった部分です。

○金子議長 では、(24)についていかがでしょうか。

先ほどの議論でも出てきたところだと思いますが、諸坂委員から何かありますか。

○諸坂委員 今、事務局からご説明があったように、場所を移したというだけです。

○金子議長 よろしいでしょうか。

○遠井委員 先ほどの教育活動に必要な範囲でインタラクションも許容されるという話は、(22)ではなく、(24)で扱うということ、そして、餌やりの禁止もここに入っているということですね。

○諸坂委員 はい。

○遠井委員 では、何が許容されるかということ、動物福祉委員会が規定に基づいて判断するということですね。そうであれば、先ほど言ったことはこちらで扱うのですね。

○諸坂委員 はい。

○遠井委員 それでは、書きぶりとしては、委員会が全部を判断しますだけではなく、一般の方針として教育の効果に必要な限りでということを入れたらよいかと思えます。

○金子議長 それでは、次へ行きます。

(25) から (28) についてです。

ところどころに赤文字が入っておりますけれども、特に大きく議論するところはないでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子議長 次に、(29) の人材確保及び人材の育成についてです。

先ほどお話がありました、「動物の飼育業務の高度化、専門家に対応すべく、それに従事し得る人材として動物専門員を配置しなければならない」ということで、専門人材を入れることを条例に明記するということが追加されております。

このあたりはいかがでしょうか。

○異委員 質問です。

育成の部分がずっと消されていて、別な項目として育成を一まとめに書いたわけですよ。そのとき、上の育成の部分は「しなければならない」になっていたのに、まとめたものでは努力規定になっているのはなぜなのでしょう。

○事務局 (森山調整担当係長) ここは、市長の責務として書いているところです。

そもそも、育成について、こちら側から対象の人材にアクションを起こすことはできるのですけれども、育つかどうかはその人次第というところもあります。努力を課すということで、研修の機会を設けたり技術指導をしたり、いろいろとやらなければならないことをやるということです。

ただ、研修なので、「しなければならない」でもいけるのかもしれませんが。

○金子議長 異委員は、変えたほうが良いというご意見ですか。

○異委員 機会はきちんと確保してもらいたいと思います。

○諸坂委員 そういう方向には私も大賛成です。

○金子議長 市役所に持っていくとかなり厳しい状況になりそうな気がしますが、事務局としてはいかがでしょうか。

○事務局 (森山調整担当係長) 部会の意向を反映したほうが良いかと思えます。こちらの都合で語尾を整理すると弱くなってしまうので、部会としてどうでしょうかということについてご議論をいただければと思います。

○遠井委員 たしか、国際的なネットワークがあるような専門性の高い人をポストとして配置すべきだということが何回か前の部会でコンセンサスになっていたと思いますので、それを忠実に反映していただいているのではないかと私は理解しました。

また、ほかの動物園でも専門獣医制度を導入しているところがあって、札幌市でもそれをするかどうかという話だと思うのです。ですから、個別に判断するより、そういうポスト

を創設することをやるべきですとこの部会から提言するのであれば、こういう書き方でいいのかと思います。そして、今言ったような専門ポストを創設し、恒常的に基幹となるような人がいる状態をつくっていくべきで、その上で育成が図られるということを入れておいたほうがいいのではないかと思います。

それが実現可能かどうかは札幌市にご検討をいただければと思いますが、それが2回目か3回目の部会の総意だったように思っております。

○金子議長 では、獣医師、専門家、動物専門員を採用しなければならないということで、部会としては強く書き込んでいただきたいということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子議長 それでは、ほかにございませんか。

○遠井委員 前のほうに遡るのですけれども、内部統制的な規定が幾つかあって、展示や飼育が動物福祉に合致しているかどうかもそうですし、危機管理や安全確保もそうですけれども、言ってみれば、会社の中のコンプライアンスみたいなものを実施する手続やそういうことをやる部署を決めるということは入れなくてもいいのでしょうか。

というのも、大学だとそれが全然できていないのです。内部通報室をつくりました、待っています、終わりで、全然動いていないのです。ところが、民間の会社の友人に聞くと、定期的な事前防止を図れるような仕組みづくりをやっているらしいのですね。ここでも中でコンプライアンス的なことをやっていかなければいけないわけですから、そういうことを入れたほうがよいのではないかと思います。

○金子議長 いかがでしょうか。

別な項立てをして、組織的なものということですね。

○遠井委員 運営方針及び実施計画の策定という項目がありましたので、そこにつけ加えるのではどうでしょうか。ここで長期的な計画を立て、常時見直しをしながら内部の運営をしていくということですよ。その中で福祉や安全確保や危険防止などが恒常的に運用できているかを点検するというような一文を入れるのです。

そして、その仕組みをどうするかを中で決めていただくということもあり得るのではないかと思います。

○金子議長 遠井委員から具体的にこういう案でどうでしょうかというものを事務局に伝えてもらって、事務局からこちらに返してもらおうという感じでいいですか。反対というご意見があれば今出していただいて、もしなければ、今のことについては遠井委員からアイデアを事務局へ伝えていただくということによろしいでしょうか。

○遠井委員 運営方針及び実施計画の項目の中に点検の項目を入れるということです。

○金子議長 このほか、第4章について、事務局から確認してほしいことはありますか。

○諸坂委員 遠井委員のお話では、福祉のところは危機管理の話を入れてしまうということですか。今のお話は、(27)の危機管理のところは総括されませんか。

○遠井委員 危機管理は事故対策ですよ。事故の防止及び事故対策とあり、それに関し

てはマニュアルをつかってやっていくということです。

動物福祉の基準がきちんと守られているのか、方針に従ってできていますかという実施計画の実施状況の点検と入れておけば、それがコンプライアンス係的な役割になっていくのかなということです。

○諸坂委員 それは、23ページのかぎ括弧がついているもののうちの四つ目です。「円山動物園動物福祉委員会は、市長が別に定める事項を含めた動物福祉に関する規程を定め、円山動物園が適切に当該規程を遵守しているかを評価する」とあるのですが、これでいいのではないかと思います。

○遠井委員 分かりました。

これは、委員会が評価をするのですか。

○諸坂委員 第三者委員会を立ち上げてというイメージです。

○遠井委員 その評価を実施計画にフィードバックしなくてもいいのですか。

○諸坂委員 フィードバックについては次のかぎ括弧のところで、「動物福祉委員会は、最新の科学的知見に基づいて、適宜、規程の見直しを行い、改定された規程は速やかに公表するものとする」とありまして、フィードバックはこれで足りるかなと思うのです。

○遠井委員 規定の見直しではなく、実施状況のフィードバックはどうですか。

○諸坂委員 実施状況ですが、それは規定に基づいて行われるのです。

○遠井委員 例えば、これだけ違反がありました、こういう分野が弱いから補強していきましょうということはどうですか。

○諸坂委員 そういうことを規定に盛り込んで、それを遵守させるのです。それで、不祥事や事故を起こさないようにマネジメントをコントロールしていくわけです。そのための規程の見直しということによいかと思います。

○遠井委員 福祉規定の中にそうしたものを入れるということですね。

○諸坂委員 はい。

○金子議長 それでは、第4章については、今ご議論いただいたことを事務局で踏まえていただければと思います。

○諸坂委員 28ページの先ほどの人材を確保する何とかのところのかぎ括弧がついているものの四つ目には「研修の機会を確保する」となっているのですが、もともとの原案では研究や研究発表も入っていたと思うのですが、事務局として落とした理由があれば教えてください。これでもいいのですが、その理由が必要かなと思うのです。

○事務局（森山調整担当係長） 研究と発表の機会を確保するという内容だったところですが、それも含め、研修といいますか、人材を育成するための機会に含めました。技術習得や知見の収集で行われるものだということです。条例に研究、発表の機会というのが馴染まないのかなと考え、研修と頭出しし、整理しました。

○諸坂委員 これはイメージですがけれども、職員が受ける研修というと、どうしても職員の立場からすると受け身のものなのです。例えば、市が〇〇研修というものをプログラミ

ングし、それを受けるといふことになると思ふのです。でも、研究や研究発表と言いますと、自分はこれをやりたいという職員の自発性が出てくるのかなと思つたのです。それを研修にひっくるめてしまうと、研究や研究発表、例えば、J A Z Aの機関誌に投稿したい、学会発表したいという職員の自発性が出てこない気がして、戻したほうがいいのではないかと思ひます。

○遠井委員 これに関しては諸坂委員に全面的に賛成です。

研修というと、技術訓練や職場研修のイメージがあるのですね。恐らく、専門性の高い人に来ていただいても、その方が研究を続けていかないと専門性を維持できないと思ふのです。そうすると、フリーハンドでできるような研究の機会や時間を確保することも含めて言つたほうがいいのではないかと思ひます。

○金子議長 研究や発表なり、自発性のある活動だとなる文言を入れるということです。

○事務局（森山調整担当係長） もう一つ言つていなかったのですが、実施事業が保全措置という言葉に変えましたけれども、その中に調査研究すると入つてゐるのです。ですから、おのずと行われてゐるもの、機会を与えるものではなく、事業として当然にやつてゐるものだとしてゐるのです。そして、職員に与えられる機会として研修の機会があり、それをもって実施事業になつてゐる研究をちゃんとやるということです。

研究するとなりますと発表もつてきますので、発表する機会は事業として位置づけられてゐるので、ここからは外していいのかなと感じてゐました。

ただ、今の皆さんのご意見で入れるべきだということでありましたら、提言には盛り込みたいと思ひます。

○金子議長 ぜひ組み込んでいただければと思ひます。

○諸坂委員 議事録に残ると思ひますので、きちんとしておいほうがいいと思ひますけれども、実施事業というのはあくまでも組織決定、機関決定したものです。でも、ここで議論すべきなのは、職員個人の自発的な研究なのです。ある種、機関決定されて、円山動物園としてこれを研究しますというものは職員にとっては業務になつてしまふのです。それは、俸給がついて、俸給の範囲内で仕事としてやるものです。

ところが、こういう組織で働く人には時間外でも自らの関心に基ついて論文を読むことは必要です。でも、そうしてしまいますと、仕事が終わつてから論文を読んで研究するということに俸給を出せとなつてしまふのです。

でも、雇用関係の権利義務の話ではなく、我々のような研究者のように、お金がつかなくても、職員は自発的に勉強、研究しなければだめなのだ、場合によっては、プライベートなお金を使い、ズーラシアに行つて勉強させてもらう、ヒアリングしに行くなど、そうした自発的な活動があつて初めてクリエイティブな仕事ができるのです。ですから、会社がやれといったことをやるという受動的な発想では、目指すべき自然や生態系の保全にはいかないですよ。

従業員という立場で、受け身で、上司から命令があつたからやりますというのではなく、

自分から興味を持って能動的に動くということを言おうとすると、事業内容以外にこの部分できちんと職員はということを位置づけておかないといけないと私は思います。

○遠井委員 趣旨は全く同じで、研修だけではなく、研究の機会を確保するとなると、それも努めなければならないとしたらよいのかもしれませんが、先ほど言いましたように、例えば、学会報告があるので、この日は業務を休んでどこどこに行きますということを確認する、場合によっては、今、自腹でおっしゃいましたけれども、研究の機会を確保するのであれば、研究費の支給が将来的にあってもいいかもしれません。

そういう研究の機会を確保し、時間や研究費も含め、手当をしながら、よりクリエイティブ性の高い、あるいは、創造性の高いものをしていただくことが最終的に職場に還元できるというふうな裁量を含めた活動を保障しようという趣旨になるので、研修とは別枠だと思います。

そして、先ほどおっしゃったように、事業としてやる研究調査活動と個人でやる研究調査活動は別次元かなと私も思います。

○金子議長 以上を踏まえ、事務局で整理をお願いします。

また、諸坂委員からの修正文のうち、28ページの真ん中ぐらいのところですが、グローバルスタンダードを見据えたボーダレスの問題ということが出されております。

これは、地球環境問題としての生物多様性の問題ということでしょうか。

○諸坂委員 そうです。

遠井委員の専門分野のところまできちんと見定めなさいということです。自分の目の前にいる飼育動物だけを見るのではなく、グローバルスタンダードでやりなさいということです。

とりわけ、公務員として行政組織に入っている職員は、どうしても組織の論理だけで動いていくというか、与えられた仕事だけをやればいいのだとなるのです。民間企業のように、ノルマがあって、それが俸給やボーナスに反映するとなると、死に物狂いで成績を上げなければという能力主義がありますけれども、どうしても、公務員という世界は、やってもやらなくても給料は変わらない、ボーナスも変わらない、だったらやらなくていいというネガティブな文化があるのですよ。やってもやらなくても俸給が変わらないからやらなくてもいいでしょう、与えられたことだけやっていけばいいのだよという後ろ向きでネガティブな職員が、これは円山動物園がどうだという話ではなく、一般論としてあるのです。

そういうことに対し、ある種の戒めをしないといけないのです。命を預かっている、生物多様性を保全する、種の保存だと言っているところが上司の命令を聞いていればいいのだ、先輩が昔からやっていたことをやっていればいいのだというレベルでは困るわけですよ。そういった意味でこういった一文を入れました。これは、決して非現実的なことではないのです。

○金子議長 全く同感です。本当にそう思います。

○遠井委員 ボーダレスというのは今どきの言葉かなという感じはしますが、グローバルスタンダードで言うと、生物多様性の保全もそうですが、動物福祉に関し、今回何度も参照したWAZAの戦略(戦略)がありましたけれども、こちらもグローバルスタンダードで動いてきているものだと思うのです。ですから、生物多様性の保全と動物福祉のようなグローバルスタンダードの下に高度な専門性を育まなければいけないというように両方を入れたほうが良いと思います。

○金子議長 ここは、諸坂委員と文言について調整していただければと思います。

このほか、第4章についてはよいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子議長 続きまして、第5章についてです。

先ほど基金を独立させるということがありましたので、第5章として基金が入り、第6章に市民動物園会議ということになります。

「市民動物園会議」が赤くなっているのですが、これは入っていなかったのでしょうか。

○事務局(森山調整担当係長) 場所を第6章に切り分けたということで赤くしているだけで、中身は変わっておりません。

ただ、本条例の推進というものが今までの役割に加えて追加されます。円山動物園の運営に関する運営方針の審議が与えられている所掌事務ですが、そこにこの条例の推進を検討するというものが加わるということです。

○金子議長 これは、何とか審議会と同じ扱いになるのですか。

○事務局(森山調整担当係長) いずれにしても、附属機関ということで、審議会という名称がついているものと変わらない機関ではあります。そこにどんな役割を入れるかですが、既に円山動物園の運営方針を審議する権限が与えられております。条例制定後は、条例の推進に関する審議が加わった中で、円山動物園の運営を審議するのは変わらずやっていく内容となります。

○金子議長 これについて何かございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子議長 それでは、第6章については終了とさせていただきます。

続きまして、附帯意見についてです。

事務局からご説明をお願いします。

○事務局(森山調整担当係長) これまで議論された中で、動物福祉条例の制定を検討すべきだということがありました。また、定期的な見直しが必要だといろいろなところで出ていたのですが、この条例自体の見直しについても入れるべきではないかというご意見がありましたので、その2点を附帯意見として書いております。

これ以外に追加するものがあれば、ご意見をいただければと思います。

○金子議長 この2点以外に追加すべきことがあればということですが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子議長 それでは、附帯意見についても同意いただいたということによろしいでしょうか。

○遠井委員 全ての動物にはどこまで入るのが漠然しています。飼育されている動物だけではなく、野生動物も実験動物も入ってくるかと思いますが、どういう範囲の動物かを入れたほうがいいのではないかと思います。

そうではないと、羊ヶ丘の羊や飼っているペットも入るのかなど、かなり包括的なものになると思うのです。でも、ここで提言することは、動物福祉とは飼育されている動物くらいは入れてもいいのかなと思います。

○諸坂委員 簡単な方法だと、第1種動物取扱業が扱う動物ですね。これで、ペットショップや動物園の動物となります。保護犬や保護猫まで入れると第1種及び第2種動物取扱業が取り扱う動物とすれば、業として動物を取り扱っている者となりますので、一般の飼い主は入らなくなってきました。

○金子議長 そのようにしてよろしいでしょうか。

○遠井委員 あとは、「少なくとも」と入れるかですね。将来的には畜産動物も含めた包括的な動物福祉条例をつくれればすっきりすると思うのですけれども、今はそこまでできるわけではないでしょう。そこで、「少なくとも」とするのはどうでしょうか。

○諸坂委員 「少なくとも第1種及び第2種」とするということですか。

○遠井委員 全部となると、動物福祉法や動物福祉条例では、畜産動物も入れればペットも入るし、大学の実験動物も入ることになってきますよね。

○諸坂委員 畜産動物も実験動物も第1種ではありませんでしたか。入りませんか。

でも、畜産は畜産で動物福祉の基準ができていますし、実験動物は実験動物で学会でガイドラインをつくっていて、第1種、第2種だけが基準ができていないといえますか、自主ルールのものしかないもので、「札幌市内で取り扱う第1種、第2種の事業者は」でいいのではないかと思います。少なくともと言ってしまうと、それ以外に何が入るのですかと言われると、一般飼い主に広げなければならなくなるのかなと思います。

○遠井委員 ほかのガイドラインでカバーしているものは省くと。そして、今、特に問題になっている、ペットショップや何とかカフェなどを重点的に考えればということですね。

○諸坂委員 一番問題なのはそこです。猫カフェなどが野放し状態ですよ。動物愛護団体の保護猫、保護犬のシェルターもかなりずさんで、かつ、劣悪な保護をしているところも散見され、動愛法違反で検挙される事案もありますが、そのあたりは将来的な課題としてということですね。

なお、保護猫や保護犬をやっているところは第2種です。そして、猫カフェなど、金もうちといますか、営利目的の事業をしているところは第1種です。ですから、「少なくとも」という言葉は入れなくてもよいのではないかと思います。

○事務局(森山調整担当係長) 第1種、第2種となると動物の種類が3種に限られてく

るのですが、いかがでしょうか。両生類や魚類についても、この場で議論されて、動物園条例では全部を含めたものを考えていますけれども、第1種、第2種の業者が登録し、基準等の遵守義務が生じる哺乳類、爬虫類、鳥類から対象を広げるべきだという提言なのか、ご意見をいただければと思います。

○諸坂委員 一般的にも誤解されているのですけれども、動愛法での適用動物として哺乳類と鳥類と爬虫類だと言っているのは処罰対象の適用範囲なのです。動愛法の第44条で殺傷や虐待の適用範囲は哺乳類と爬虫類までと言っているだけで、動物愛護法の適用範囲は人の管理下、支配下にある動物全てです。

例えば、私がカエルを飼っていて、両生類ですけれども、これを虐待してもいいかという、動愛法の精神から言うのだめです。でも、処罰はされないのです。つまり、処罰対象と法の適用範囲がずれているのです。あくまでも、哺乳類と鳥類と爬虫類という言葉が登場するのは第44条の殺傷のところだけなのです。

話は戻りますけれども、第1種、第2種が取り扱う動物と言いますと、ペットショップにおいて、爬虫類以外に昆虫や両生類、魚類も売っているとすれば、この表現でカバーできるのではないかと思うのです。

あくまでも、こういう条例をつくりなさいという条例のターゲットが事業者ですというだけで、それはどういう動物を扱うかという、扱っている動物全てという話です。ですから、ここに動物愛護法の解釈をかませる必要はないのです。

(1)に書かれているのは、札幌市として動物福祉条例をつくりなさい、そのターゲットは第1種、第2種の事業者ですと。その事業者が扱っている動物は全部ということなので、そこでカエルを扱っていたら、カエルに対する福祉も考えろというメッセージになるので、これでいいのではないかと思います。

○金子議長 それでは、そのように整理してください。

それでは、附帯意見についても、今のご意見を取り入れて、事務局でまとめてください。最後に、前文に戻ります。

ただ、前文については、文章化されておらず、箇条書きになっております。先ほど、生物多様性の問題を前文に入れたほうが良いというご議論がありましたが、それらも含め、不足しているものがないかを見ていただきたいと思います。

これについては事務局で文章化し、それが近日中に出てくるのでしたか。

○事務局（森山調整担当係長） 今は列挙されているだけですが、入れるべき要素についてご意見をいただいた上で、それを盛り込んだ前文をすぐにつくり、皆様に見ていただこうと考えております。

○事務局（加藤円山動物園長） 私が書くと言っていたのですが、まだ書いていないのです。

○金子議長 不足していると思われるもの、追加したほうが良いと思うもの、あるいは、逆に要らないと思うものについて、ご意見があればお願いします。

○遠井委員 この中に含めていらっしゃる趣旨かもしれませんが、動物福祉に関して、なぜそれを重視するようになってきたといたら、先ほども出てきましたけれども、WAZAやJAZAなど、国際的な動向を踏まえ、スタンダードでやっていこうという動きがあるわけですね。そうした動きも入れたらいいのではないかと思います。

生物多様性については国際的な動向がある、それから、三つの多様性を入れるという話がありましたけれども、動物福祉についても、国際的な基準設定が進んでおり、各国でも法令に取り込んでいるなど、そういう動向について前文で触れていただければと思います。そうすることで、経糸は札幌の歴史、緯糸としてそういうものが入っているということがより明確になるのではないかと思います。

○金子議長 先ほど諸坂委員からお話がありましたけれども、グローバルに関するものを目指し、円山動物園としてもそうしたアクションを取っていく必要があるということグローバルな視点で入れておいたほうがいいかなという気が私もあります。

○遠井委員 生物多様性に関し、絶滅スピードが進んでおり、その規模も大きくなっているというかなり危機的状況にあるということも一言入れておき、それを食い止め、改善するためには、小菅委員がおっしゃったように、私たち一人一人がその内容を理解し、社会を変えていかなければいけないのだという方向性も入れていただければと個人的に思います。

○金子議長 ほかにございませんか。

もしあれば、近日中にメール等で送っていただければ園長が書いてくれるそうです。

○佐藤委員 遠井委員がおっしゃったことに賛成ですけれども、今のことだけではなく、せっかくビジョン2050をつくり、それをしっかり支える制度としてこの条例をつくってほしいということですから、前文では、現状だけではなく、将来のこと、動物園がもっと大切なものになってくる、その中で円山動物園が頑張りたい、それを市民の皆さんと一緒にやっていきたいという希望の見える、未来を見せてくれるといいますか、では、どう書くのだと言われたら困るのですが、そういう未来に向かって展望の開ける前文だったらいいなと思います。

○金子議長 本当にそうですね。

○遠井委員 今のことには大賛成です。

それから、愛知目的が2020で終わり、次のものについてこれから検討することになっていますが、中期目標が2020年で、長期目標が2050年で、その2050年の目標は、人と自然が共生する社会を実現するというものです。

今、佐藤委員がおっしゃったように、そのビジョンに向けてということは書いたらいいのではないかと思います。

○事務局（加藤円山動物園長） 3ページぐらいの前文を書いてみたいと思います。

○金子議長 ありがとうございます。それでは、前文は、今、出していただきましたご意見を基に、園長に頑張ってもらいます。

最後の最後ですが、この検討結果報告書を出すにあたってです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） 1 ページを開いたところに検討結果報告という文章がございます。検討部会をずっとやってきて、今回、提言書案を確認してきましたが、それを総括したものとなります。

時間もない中ですが、読ませていただきます。

札幌市には、昭和26年5月に動物3種4点の展示で、道内初の動物園として誕生した円山動物園があります。令和3年5月に70周年を迎えることとなりますが、これまで何世代にも渡って、親が子どもを連れ、思い出を作る場所として市民に愛されるとともに、動物や自然に触れ、生き物に対する感性を養う機会を提供してきました。豊かな人間社会の発展にどれだけ貢献してきたか計り知れないものです。市民にとっては、現在においても札幌の街に必要な施設と考えられています。

一方で、とりわけ世界的に重要視されている動物園の生物多様性の保全という機能について、日本国内では理解が遅れ、動物園設置者も十分に組み合わせていないものと考えられます。種の絶滅が急速に進行している現状の下、野生生物を飼育する施設として生物多様性の保全の取組は当然に求められるもので、その取組が行われていない、または生物多様性を損なう行動をしていけば動物園の存在意義にも関わる大きな問題にもなり得ます。

そのため、札幌市は、今一度、動物園の運営で目指すものは何かを見つめ直し、市直営となっている円山動物園の運営方針として「札幌市円山動物園運営方針ビジョン2050」を平成31年3月に策定し、生物多様性の保全、教育、調査研究、リ・クリエーションを重点的に行うことによって、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現を目指すことを明らかにしました。

こうした動きの中、「種の保存や環境教育など動物園の役割を示し、動物福祉に配慮した運営を目指す「動物園条例」を制定する」という市長公約を実現するべく、札幌市は動物園条例の検討を行う専門部会として動物園条例検討部会を設置しました。

本検討部会では、円山動物園の取組を将来にわたって担保すること、広く一般に動物園の役割を周知し動物園が行う生物多様性の保全活動への認識を広めること、円山動物園の他保全を目的とした野生動物を展示する施設の活動が強化されることを実現できる条例となるよう検討を重ねました。

ここに、その検討結果について報告します。

こういった内容でまとめさせていただきました。

いろいろと気になる点もあるかもしれませんが、大きく間違っている点がございましたらこの場で言っていただき、細かい点については後ほど言っていただければと思います。

○金子議長 この文章は、今度、市民動物園会議に出すための報告書ですか。

○事務局（森山調整担当係長） 市民動物園会議に検討結果として報告する初めの文になります。ですから、宛て先としては市民動物園会議になります。

○金子議長 その後、この文章が市民動物園会議の差し出しになって、市長宛てになるのでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） それは、市民動物園会議で議論をいただきたいと思えますけれども、ほぼ同じような内容となるのではないかと思います。

○金子議長 今検討しているものでは市民動物園会議となっているでしょう。これが市民動物園会議に上がり、市民動物園会議でオーケーとなれば、検討部会でやりましたということは出るのでしょうけれども、市民動物園会議がつくるものとなるのですね。

○事務局（森山調整担当係長） 市民動物園会議として何かつけ足したいものがあれば加わると思えますけれども、基本的にはこういう趣旨で検討しました、提言しますということをも市民動物園会議から出されます。

○金子議長 検討部会としてこれでオーケーとなれば、今日で解散となるのですか。

○事務局（森山調整担当係長） 審議が終わったことが確実に分かる段階です。これから市民動物園会議に報告し、万が一ですけれども、この部分は検討が足りないのではないかとということがあれば、差し戻され、継続することもあるかもしれませんが、基本的には、この会議で検討できる内容はここまでですとなれば、検討が終わりとなります。

○金子議長 それでは、今読んでいただきましたものについて何かあればお願いいたします。

○遠井委員 ビジョンでは、これこれこういうことを重点的にという中にリ・クリエーションが入っていますよね。でも、今回の条例ではリ・クリエーションを外したわけです。このあたりで齟齬があるということになるのでしょうか。

リ・クリエーションをなぜ落としたのかということの説明はできるのでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） あくまで、ここは事実を述べるものです。ビジョンを条例化したのですという説明があるとすれば、リ・クリエーションを書かなかった理由についてはそこで説明が必要になってくるかなと思います。ただ、円山動物園の運営上必要なものというよりは、生物多様性の保全を目的に推進していくための条例として必要なものということで分けて考えることが必要で、その中で入ってきていないですという説明をすることになるかと思います。

○遠井委員 そんなことはあり得ないと思えますけれども、せっかく決めたのに、生物多様性ではこうだけれども、動物園の運営としてはリ・クリエーションもあるからねといって骨抜きにされるような運用にならないようにということだけは確認していただければと思います。

○金子議長 そのほか、全体を通してでもよろしいですが、ご質問やご意見、ご要望があればお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○金子議長 それでは、第9回をもって条例検討部会の仕事は終了とさせていただきます。メールでのやり取りや市民動物園会議を踏まえてのやり取りがあるかもしれませんが、こ

ういった形で集まるのは最後かなと思います。

9回もやったとは思えないです。できれば、きりよく10回目があってもよいかもしれませんね。別の形で集まることができればいいなと思います。

本当にどうもありがとうございます。

それでは、事務局にお返しいたします。

3. 園長挨拶

○事務局（佐々木経営管理課長） 皆様、お疲れさまでした。

本日は、約1年間かけて議論してまいりました札幌市動物園条例について、これまでの検討結果を確認いただきました。本日もいろいろとご意見をいただき、提言書案の修正もごございますが、おおむねの方向性についてはご確認いただけたかと思います。条例に盛り込むべき内容が固まりましたことに感謝申し上げます。

事務局を代表しまして、園長から一言ご挨拶をいたします。

○加藤円山動物園長 皆様、長期間、ましては、今日は長時間にわたりご議論をいただきまして、ありがとうございます。

私も、三十数年、役所にいますけれども、こんなに議論が活発に交わされた審議会は初めてです。幾つもの審議会をやってきましたが、委員が委員の意見をかぶせるように意見を発表する、議長に当てられないうちにしゃべる、委員同士の意見が対立したという経験は初めてです。でも、それだけ新しいことを決めていったという感じがします。

最初は雲をつかむような話をしていたのに、よくここまでまとめていただけたなど非常に感謝しております。

これから役所内部で議論をしていきますが、この条例が日本における動物園法なり、JAZAでも動物園法の要望に向けて検討が進められておりますけれども、そういったものの基礎になっていくものだと思いますので、我々でもしっかりと議会と議論しながら詰めていきたいと思っています。

途中、ウェブでの会議になったということもありましたけれども、9回の会議、本当にありがとうございました。できればもっといろいろなことについて議論を深めていただきたいと思うぐらい楽しい検討部会でした。非常に有意義な時間をありがとうございました。

これからもよろしく願いいたします。

4. 閉 会

○事務局（佐々木経営管理課長） 検討結果の報告書の修正のご確認、あるいは、これまでの議事録の確認も残っておりますが、議長からもありましたとおり、本日の会議を持って最終回となります。

今後の条例の検討の流れについてご案内させていただきます。

来月10月28日に親会議であります市民動物園会議を開催する予定となっております。

そこで、検討部会を代表し、金子議長にご出席をいただきまして、検討結果をご報告いただきたいと思っております。そして、そこで提言内容が了承されましたら、11月中に市民動物園会議から札幌市へ提言書を手交していただきます。その後、市役所庁内で提言内容を踏まえた条例案の検討が進められます。財源、職員の体制、条例によって達成できるものの効果の検証など、様々な視点で条例案を精査します。まとめましたら皆様にご報告させていただきます。また、市民の方々にもご意見をいただくべく、パブリックコメントを実施し、意見を反映した上で、最短で来年5月末頃に開催される予定の議会に条例案を上程するというスケジュールです。

この進捗につきましては随時報告させていただきますので、皆様方におかれましては引き続き検討を見守っていただければと思います。

長い間、ありがとうございました。

これもちまして、動物園条例検討部会を終了させていただきます。

以 上